建築確認申請書の書き方

３号建築物（特例あり）

「木造住宅平屋建」を中心に作成しています。
ご不明な点は必ず担当者にご相談ください。

(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター

（R07.04.01 改訂版）

― ご 案 内 ―

いまさら、確認申請書の書き方！と思われる方もいると思いますが、「基準法どおりの申請の書き方」と「よくあるまちがい」をまとめました。

「基準法どおりの申請の書き方」とは、「行政指導等」を切り離し、基準法、条例に規定されている本来の申請の方法です。（申請時の必要な添付書類、記述内容はすべて基準法(施行規則)及び条例(施行細則)に規定されています。必要のないものは添付、記入しない！）

基準法のなかに、「特例」という規定があります。

確認申請の特例(便利、はやい、スリムに！)について

～特例とは？ 一般の住宅は建築士の責任で設計し、監理してください。プレハブ住宅もメーカーの責任で建ててください。そのかわり、審査・検査は**スリムに！**にします。**・・・ということです。～**

法的にいうと今回は「法６条の４、令１０条第１項第３号、第４号」にしぼっての話です。

お客さんは、審査時間が短くなり（はやい）、当センターも待ち時間を短くする（便利）ことができます。

※逆に言うと、申請時に表現されない内容はすべて建築士の責任となります。よりいっそう建築士（有資格者）の自覚を持って業務を行ってください。

特例が適用になる建物とは？

対象となる建築物			備考：消防同意の簡素化(法 93 条、令 147 条の 3)
	法６条の４第１項の区分	**令１０条第１項の区分**	
法６条１項３号に掲げる建築物	(3 号) **建築士が設計した建築物の建築(新築、増築、改築、移転)** 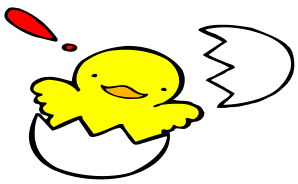	**③号（特例あり３）、防火・準防火地域以外の一戸建ての住宅**(専用住宅及び次の a～b に該当する併用住宅を含む) a．住宅以外の部分の床面積の合計≦50 ㎡ b．住宅以外の部分の床面積の合計＜延べ面積×1/2	同意不要
		④号（特例あり４）、上記③号以外の建築物	同意必要

具体的に表現すると！

令第１０条第③号（特例あり）建築物とは！

☆建築士の設計、一般地域（防火・準防火地域以外）、平屋建て２００㎡以下の建築物で、

令第１０条第④号（特例あり）建築物とは！

注：消防の同意が必要です。

☆建築士の設計、平屋建て２００㎡以下の建築物で、上記以外

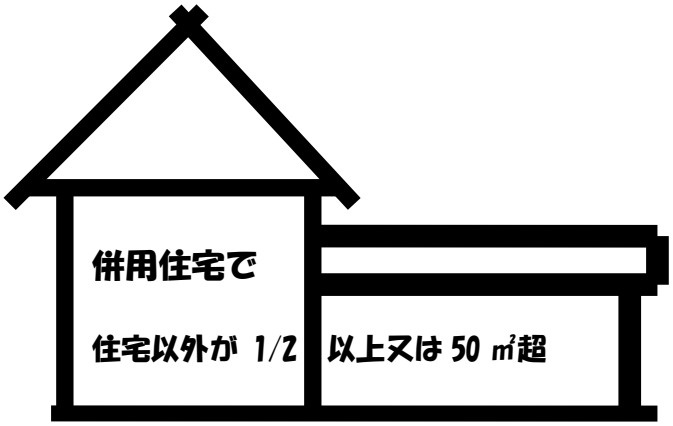

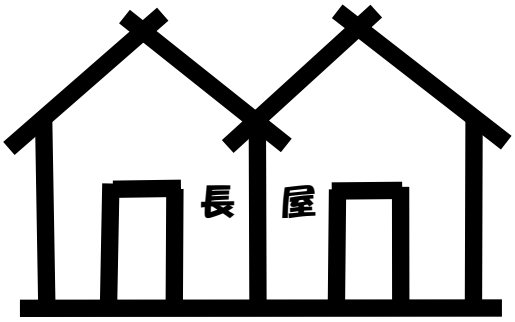

設計士が設計した法第6条1項3号（型式認定住宅を除く）の建築物
（メーカーさんの型式の特例は自社でお調べください。）

添付図書、何がいるのか、何がいらないのか？

○･･･いるもの　×･･･いらないもの　△･･･該当時いるもの　ー･･･図面不要

●建築基準法施行規則(国土交通省令)に基づき確認申請に添付を求めている図書及び明示すべき事項

図書の種類（特例有の 3 号の必要なのは**太い文字**）		明示すべき事項	建築物の種別 令第 10 条(特例有) ③号	建築物の種別 令第 10 条(特例有) ④号
	委任状	代理者の委任状(原本又はその写し)	○	○
	公図写し	不動産登記法に基づく土地登記簿の付図	○(※)	○(※)
	がけ地の断面図	建物までの距離、がけの形状、土質を示す図書(ガケ地付近の場合)	△	△
	壁量計算書	木造建築物の壁量計算書	○(※)	○(※)
	~~**工事監理計画届**~~	~~工事監理計画(原本又はその写し)~~	~~○(※)~~	~~○(※)~~
	建築計画概要書	法施行規則第3号様式（第1条の3、第11条の 4 関係）	○	○
	建築工事届	法施行規則第 40 号様式（第8条、法15条関係）	○	○
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	○	○
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	○	○
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	○	○
	地盤面算定表	地盤面を算定するための算式 （建築物に接する周囲の地面に高低差がある場合のみ添付）	△	△
(い)	**付近見取り図**	方位、道路及び目標となる地物	○	○
		地域地区（用途地域） 都市計画施設（都市計画道路や公園等）	○	○
	配置図	①縮尺　②方位	○	○
		③敷地の境界線	○	○
		④敷地内における建築物の位置	○	○
		⑤申請に係る建築物と他の建築物との別	○	○
		⑥擁壁	○	○
		・井戸の位置	×	×
		⑦合併処理浄化槽の位置	○	○
		⑧土地の高低、及び周囲の地面と建築物が接する各高さ	○	○
		⑨建築物の各部分の高さ	○	○
		⑩敷地の接する道路の位置、幅員及び種別並びに接する部分及びその長さ、道路中心線、路面中心高さとの高低差	○	○
		⑪下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路	○	○
	配置図	⑫ひさしその他容積率の算定にあたり建築物から除かれる部分の位置、高さ、及び構造：令 135 条の 18	△	△
		⑬隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離：法 56 条 1 項2号 （第 1、2 種低層住居専用地域は除く）	○	○
		⑭令 130 条の 12(道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定の特例)に掲げる建築物(1.2m 超の門塀など)の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積	△	△
		⑮法第 56 条第 2 項に規定する後退距離(道路斜線制限に係る建築物から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のもの)	○	○
		⑯法第 56 条第1項から第6項までの規定による建築物の各部分の高さの限度(道路、隣地、北側斜線の許容高さ)	○	○
	平面図	①縮尺　②方位	○	○
		③間取	○	○
		④各室の用途及び床面積	○	○
		⑤壁の位置及び種類	○	○
		・筋かいの位置及び種類　・通し柱	×	×
		⑥開口部の位置	○	○
		・防火設備の位置 ・延焼のおそれのある部分の外壁の構造 ・防火地域又は準防火地域の境界線	×	○
		⑦換気設備	○	○
		⑧住宅用防災機器の位置及び種類	○	○
		⑨給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置	○	○
		⑩外壁の開口部に設ける建具（通気ができる空隙のあるものに限る。）の構造	△	△
		⑪危険物の数量表･工場･事業調書	△	△
		⑫延焼のおそれのある部分	×	○
		⑬界壁の位置、遮音性能及び構造 ・界壁の材料の種別及び寸法 ・小屋組の構造 ・給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁とのすき間を埋める材料の種別	×	△
		⑭採光上の無窓のチェック ・令第 116 条の2第1項に規定する窓その他の開口部の面積 ・令第 116 条の2第1項第2号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積	×	△

壁量計算書は静岡県内のみです。

公図は静岡県のみ添付してください。

添付不要になりました。（静岡県）

●建築基準法施行規則(国土交通省令)に基づき確認申請に添付を求めている図書及び明示すべき事項

図書の種類 (特例有の 3 号の必要なのは**太い文字**)		明示すべき事項	建築物の種別 令第 10 条(特例有) **③号**	 ④号
(ろ)	二面以上の立面図	・縮尺	―	―
		・開口部の位置	―	―
		・延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	―	―
	二面以上の断面図	・縮尺	―	―
		・各階の床及び天井の高さ	―	―
		・軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ	―	―
(は)	基礎伏図	・縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	―	―
	床伏図		―	―
	小屋伏図		―	―
	構造詳細図		―	―
(3) ～ (5) (40) ～ (43)	耐火構造等の構造詳細図	・屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法(すべて) ・延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法(木造建築物等に限る) ・主要構造部、軒裏、床及びその直下の天井、屋根及びその直下の天井の断面並びに防火設備の構造、材料の種別及び寸法(防火、準防火地域の建築物に限る)	×	△
(11)	**使用建築材料表**	・内装材の種別・使用部分・当該面積(シックハウス) ・部分ごとの面積に種別ごとの数値を乗じた面積の合計	○	○
	有効換気量等の計算書	・有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法 ・換気回数及び必要有効換気量	○	○
	給気又は排気能力の計算書(ダクト方式の場合)	・給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法 ・換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法	△	△
4 項 (4)	**合併処理浄化槽の認定書等**	・合併処理浄化槽の形状、構造及び大きさ(認定シート等) ・「し尿浄化槽の概要書」、「し尿浄化槽に関する通知書」 ・合併処理浄化槽の認定書	△	△

規制対象外の建材については、面積の明示は不要となります。

(29)	配置図等	・別表参照(道路高さ制限適合建築物)	法 56 条7項(天空率)
		・ 〃 (隣地高さ制限適合建築物)	
		・ 〃 (北側高さ制限適合建築物)	
	日影図	・ 縮尺	(対象建築物) ・ 第1種低層住居専用、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域内の建築物で 軒高 7mを超え又は地上3階以上の建築物 ・ 1 種中高層住居専用、第2種中高層住居専用地域の建築物で高さ 10mを超える建築物 ・ 第1種住居、第2種住居、準住居、近隣商業、準工業地域の建築物で 高さ 10mを超える建築物 ・ 用途地域の指定のない区域の建築物で イ) 軒高 7mを超え、又は、地上3階以上の建築物 ロ) 高さ10mを超える建築物 ・ 対象区域外にある高さ 10mをこえ、対象区域内の土地に日影を生じさせる建築物 **上記の内、条例で指定する ものに限る！**
		・ 方位	
		・ 敷地境界線	
		・ 敷地内における建築物の位置	
		・ 建築物の各部分の平均地盤面からの高さ	
		・ 法別表第4(い)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線	
		・ 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員	
		・ 隣地又はこれに連接する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面	
		・ 法第 56 条の2第1項に規定する水平面(以下「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び 10 メートルの線(以下「測定線」という。)	
		・ 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から 30 分ごとに午後 4 時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状	
		・ **建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間**	
		・ 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあっては午前9時から午後3時まで)の間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線	
	日影形状算定表	・ **平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式**	
	平均地盤面算定表	**建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式**	

(※)：静岡県のみ添付を求めている。

フラット 35(一戸建ての住宅)利用の場合は、他に立面図（２面以上）・矩計図・仕様書（仕上表、建築設備表を含む）が必要です！

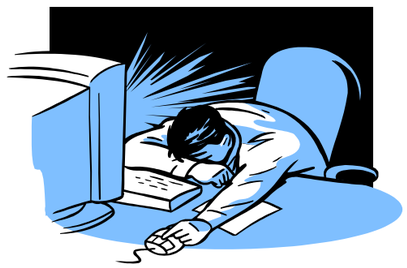

※申請書の作製時に綴じる順番（審査しやすい）は次のとおり。

1、　確認申請書

2、　委任状（申請を代理者に委任する場合）

3、　適合証明、許可書等（都市計画法施行規則第 60 条適合証明）

4、　ホルムアルデヒド関係の別紙（換気計算書、天井裏等の措置、使用建築材料表）

5、　し尿浄化槽の概要（浄化槽があるとき）

6、　浄化槽の「型式適合認定書」の写し（　　〃　　）

7、　浄化槽の「認定書」の写し（　　〃　　）

8、　案内図・都市計画図・公図・配置図

9、1 階平面図

10、木造建築物の壁量計算書（静岡県のみ）

11、フラット 35 申請書及び仕様書等

書類の保存期間がちがうため、最後に添付してください！（「12」の書類は 5 年保存のため：住宅金融支援機構）

そのほかに

① 建築計画概要書（行政に送るため綴じこまないように！）

② 工事届　　（　　〃　　）

③ し尿浄化槽に関する通知書　（保健所に送るため綴じこまないように！）

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による確認を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター
理事長　柳　敏幸　様

理事長は
柳　敏幸 です

提出日を記入してください。

令和　７年　　４月　１日

申請者氏名　　中村　町男

設計者氏名　　杉山　漱石

申請者には、原則として建築主を記入してください。
建築主が２名以上の場合は、全員の氏名を記載
※押印は不要です

※手数料欄			
※受付欄	※消		※確認番号欄
令和　　年　　月　　日			令和　　年　　月　　日
第　　号			第　　号
係員氏名			係員氏名

数字は算用数字を、単位はメートル法で、記入してください。

電話が無い場合、「なし」または 「――――」 を記入してください。

建築主　　（第二面）

建築主が２人以上の場合は、すべて記入してください。その場合、「概要書」も同様です！注意

【1. 建築主】
　【ｲ. 氏名のﾌﾘｶﾞﾅ】　ナカムラ マチオ
　【ﾛ. 氏名】　中村　町男
　【ﾊ. 郵便番号】　４３０－０９４６
　【ﾆ. 住所】　静岡県浜松市中央区元城町２１６番地の４
　【ﾎ. 電話番号】　０５３－４５９－２０７０

【2. 代理者】
　【ｲ. 資格】　（　１級）建築士　（　　大臣）登録
　【ﾛ. 氏名】　杉山　漱石
　【ﾊ. 建築士事務所名】（　１級）建築士事務所（静岡県）知事登
　（株）杉山一級建築士事務所
　【ﾆ. 郵便番号】　４１０－００１２
　【ﾎ. 所在地】　静岡県沼津市岡一色８１６番地の１
　【ﾍ. 電話番号】　０５５－９２８－７００５

建築主本人が、当センターへ直接申請に来ない場合は、代理者の委任状が必要です。

【3. 設計者】(代表となる設計者)
　【ｲ. 資格】　（　１級）建築士　（　　大臣）登録第７７７７７７号
　【ﾛ. 氏名】　杉山　漱石
　【ﾊ. 建築士事務所名】（　１級）建築士事務所（静岡県）知事登録第８８８８ 号
　（株）杉山一級建築士事務所
　【ﾆ. 郵便番号】　４１０－００１２
　【ﾎ. 所在地】　静岡県沼津市岡一色８１６番地の１
　【ﾍ. 電話番号】　０５５－９２８－７００５
　【ﾄ. 作成又は確認した設計図書】　すべて

　(その他の設計者)
　【ｲ. 資格】
　【ﾛ. 氏名】
　【ﾊ. 建築士事務所名】　なし
　【ﾆ. 郵便番号】
　【ﾎ. 所在地】
　【ﾍ. 電話番号】
　【ﾄ. 作成又は確認した設計図書】

代表となる設計者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者について記入！

　(その他の設計者)
　【ｲ. 資格】
　【ﾛ. 氏名】
　【ﾊ. 建築士事務所名】　なし
　【ﾆ. 郵便番号】
　【ﾎ. 所在地】
　【ﾍ. 電話番号】
　【ﾄ. 作成又は確認した設計図書】

（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者）
上記の設計者のうち、
□建築士法第20条の２第１項の表示をした者
【イ.氏名】
【ロ.資格】構造設計一級建築士交付第　　号
□建築士法第20条の２第３項の表示をした者
【イ.氏名】
【ロ.資格】構造設計一級建築士交付第　　号
□建築士法第20条の３第１項の表示をした者
【イ.氏名】
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第　　号
【イ.氏名】
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第　　号
【イ.氏名】
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第　　号
□建築士法第20条の３第３項の表示をした者
【イ.氏名】
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第　　号
【イ.氏名】
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第　　号
【イ.氏名】
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】
(代表となる建築設備に関し意見を聴いた者)
【ｲ. 氏名】
【ﾛ. 勤務先】
【ﾊ. 郵便番号】　　なし
【ﾆ. 所在地】
【ﾎ. 電話番号】
【ﾍ. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備に関し意見を聴いた者)
【ｲ. 氏名】
【ﾛ. 勤務先】
【ﾊ. 郵便番号】　　なし
【ﾆ. 所在地】
【ﾎ. 電話番号】
【ﾍ. 意見を聴いた設計図書】

【ｲ. 氏名】
【ﾛ. 勤務先】
【ﾊ. 郵便番号】　　なし
【ﾆ. 所在地】
【ﾎ. 電話番号】
【ﾍ. 意見を聴いた設計図書】

代表となる建築設備に関し意見を聴いた者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての建築設備に関し意見を聴いた者について記入！

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【ｲ. 資格】 （ １級）建築士 （ 大臣）登録第７７７７７７号

【ﾛ. 氏名】 杉山 漱石

【ﾊ. 建築士事務所名】（ １級）建築士事務所（静岡県）

（株）杉山一級建築士事務所

【ﾆ. 郵便番号】 ４１０－００１２

【ﾎ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色８１６番地の１

【ﾍ. 電話番号】 ０５５－９２８－７００５

【ﾄ. 工事と照合する設計図書】 すべて

工事監理者が決まっていない場合、工事には着手できません。

(その他の工事監理者)

【ｲ. 資格】

【ﾛ. 氏名】

【ﾊ. 建築士事務所名】 なし

【ﾆ. 郵便番号】

【ﾎ. 所在地】

【ﾍ. 電話番号】

【ﾄ. 工事と照合する設計図書】

代表となる工事監理者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての工事監理者について記入！

工事監理者の変更時は、工事監理者の追加として記入してください。（注：監理者の追加の場合、後問題が起きないよう、各監理者の工事監理の責任範囲を確認してください。）

【6. 工事施工者】

【ｲ. 氏名】 代表取締役 小村 一葉

【ﾛ. 営業所名】 建設業の許可（静岡県知事 ）第（般ー１

小村建設株式会社

【ﾊ. 郵便番号】 ４２２－８０６

【ﾆ. 所在地】 静岡県静岡市葵

【ﾎ. 電話番号】 ０５４－２０２

未定の時は、「未定」と記入してください。

【7. 構造計算適合性判定の申請】

□申請済 （

□未申請 （

■申請不要

構造計算適合性判定が必要な場合は、適合性判定機関の名称及び所在地（市町村までで OK）を記入してください。
適合性判定が必要な場合で未申請の場合は、予定している申請先を記入してください。

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提

□提出済 （

□未提出 （

■提出不要 （

・省エネ基準適合性判定が必要な場合は、登録判定機関の名称及び所在地（市町村までで OK）を記入してください。
・適合性判定が必要な場合で未提出の場合は、予定している提出先を記入してください。
・増改築（10 ㎡超）の場合は、増改築後の建築物全体の規模が法６条第１項第１号又は第２号に該当する場合に増改築を行う部分が省エネ基準に適合する必要があります。（修繕・模様替は含まない）
・提出不要の場合は、下記を参考に提出が不要である号番号を記入してください。
申請部分が 10 ㎡以下の場合や、３号建築物など明らかな場合は記入不要です。

【9. 備考】

【建築物の名称又は工事名】

【名称のﾌﾘｶﾞﾅ】ナカムラテイシンチク

【名称】中村邸新築工事

建築物の名称又は、工事名が決まっている場合は記入してください。

提出不要の場合の記載例

省エネ基準適合の評価方法等	推奨する記入方法
仕様基準	第１号イに該当
誘導仕様基準	第１号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第２号に該当
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合	第３号に該当

調整区域は、都６０条証明必要！

法２２条区域、区画整理施行地区、などを記入。
「宅地造成等工事規制区域」・「特定盛土等規制区域」の別を記入
※盛土規制法（静岡県内 R7.5.26～）

（第三面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】静岡県浜松市中央区 ２１６番地の４

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】
■都市計画区域内　（■市街化区域　□市街化調 域　□区域区
□準都市計画区域内　□都市計画区域 準都市計画区域

【4. 防火地域】　□防火地域　□準防火地域　■指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】
法２２条区域、宅地造成等工事規制区域

【6. 道路】
【ｲ. 幅員】　４．０００ｍ
【ﾛ. 敷地と接している部分の長さ】１３．２００ｍ

２以上の道路がある場合大きい道路幅員、接道長記入してください。又、１つの前面道路の幅員が左右で違う時は、安全側として狭い方を記入してください。（単位：m）

【7. 敷地面積】
【ｲ. 敷地面積】(1)（１６９．００）（
(2)（　　）（
【ﾛ. 用途地域等】（第一種住居）（
【ﾊ. 建築基準法第 52 条第１項及び第２項 規定による建築物の容積率】
（１６０．００）（　　）（
第 53 条第１項の規定による建築物の建蔽率】
（６０．００）（　　）（
合計】(1)（１６９．００）㎡
(2)（　　）㎡
【ﾍ. 敷地 建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】１６０．
【ﾄ. 敷地に 築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】　６０．
【ﾁ. 備考】

（住居系）容積率=道路幅員×０．４
（工業系ほか）容積率=道路幅員×０．６
を、確認してください。
「道路幅員による容積率制限」

角地・二面道路・地区計画より○/□・建築協定より○/□等記入。

角地・二面道路等の場合は、ここは１０％アップとなります。

【8. 主要用途】（区分　０８０１０）　一戸建ての住宅

(08010) 一戸建ての住宅
(08020) 長屋
(08030) 共同住宅
(08060) 併用住宅
(08490) 自動車車庫
等記入

【9. 工事種別】
■新築　□増築　□改築　□移転　□用途変更　□大規模

【10. 建築面積】（申請部分　）（申請以外の部分　）（合計　）
【ｲ. 建築面積】（　８０．００）（
【ﾛ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】
（　８０．００）（
【ﾊ. 建蔽率】　４７．３４　％

下図の解説部分を除いた建築面積を記入してください。
除外する建築面積が無い場合は、【ｲ.】欄と同じ面積を記入してください。

【ﾛ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】について
以下の条件に該当するものは、敷地の建築可能面積（敷地面積×当該敷地の建ぺい率）の 1/10 を限度として、建蔽率の算定用の建築面積から除かれます。（令和５年告示第 143 号）

専ら貨物の積卸し等の業務のための庇等

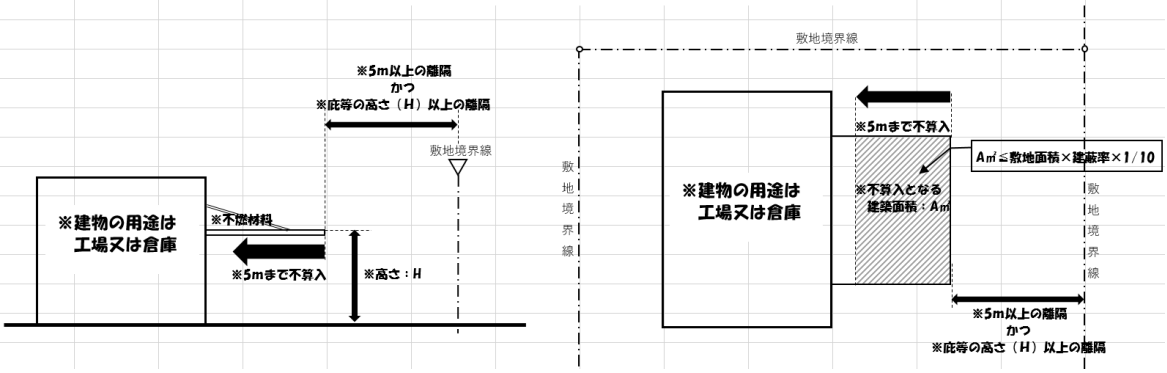

【11. 延べ面積】　（申請部分　　）（申請以外の部分　）（合計　　）

【ｲ. 建築物全体】　（　８０．００）（　　）（　　８０．００）㎡

【ﾛ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

（　　）（　　）（　　）㎡

【ﾊ. エレベーターの昇降路の部分】

（　　）（　　）㎡

【ﾆ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

（　　）（　　）㎡

【ﾎ. 認定機械室等の部分】　（　　）（　　）㎡

【ﾍ. 自動車車庫等の部分】　（　　）（　　）（　　）㎡

【ﾄ. 備蓄倉庫の部分】　（　　）（　　）（　　）㎡

【ﾁ. 蓄電池の設置部分】　（　　）（　　）（　　）㎡

【ﾘ. 自家発電設備の設置部分】

（　　）（　　）（　　）㎡

【ﾇ. 貯水槽の設置部分】　（　　）（　　）（　　）㎡

【ﾙ. 宅配ボックスの設置部分】

（　　）（　　）（　　）㎡

【ﾖ. その他の不算入部分】　（　　）（　　）（　　）㎡

【ﾜ. 住宅の部分】　（　　）（　　）（　　）㎡

【ｶ. 老人ホーム等の部分】　（　　）（　　）（　　）㎡

【ﾖ. 延べ面積】８０．００

【ﾀ. 容積率】　４７．３４　％

下表の容積率緩和解説を参照ください。

【ﾜ. 住宅の部分】はﾊ～ｶの部分を除いた面積を記入。

容積率緩和の解説

ﾛ. 地階の住宅等の部分	【ﾇ. 住宅の部分】及び【ﾙ. 老人ﾎｰﾑ等の部分】の 1/3 まで
ﾊ. 昇降路の部分	停止階分の全て
ﾆ. 共用部分	全て
ﾎ. 認定機械室等の部分	特定行政庁が認めたもの全て
ﾍ. 自動車車庫等	【ｲ. 建築物全体】の 1/5 まで
ﾄ. 備蓄倉庫	【ｲ. 建築物全体】の 1/50 まで
ﾁ. 蓄電池	【ｲ. 建築物全体】の 1/50 まで
ﾘ. 自家発電設備	【ｲ. 建築物全体】の 1/100 まで
ﾇ. 貯水槽	【ｲ. 建築物全体】の 1/100 まで
ﾙ. 宅配ボックス	【ｲ. 建築物全体】の 1/100 まで
ﾖ. その他の不算入部分	その他法令で定められた数値まで

・上表に応じた面積は、【ﾖ. 延べ面積】に算入されません。
・地階の住宅部分には、居室・物置・浴室・便所・廊下・階段等（地下車庫、ＥＶの昇降路を除く）が含まれます。
・ｴﾚﾍﾞｰﾀｰの昇降路の部分ではｴｽｶﾚｰﾀｰ、小荷物専用昇降機は容積率不算入の対象となりません。
・認定機械室等は、住宅又は老人ホーム等に設ける『建築物のエネルギー消費性能の向上に資するものとして国土交通大臣が定める給湯設備等を置く機械室で』で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものが対象です。
・備蓄倉庫の部分とは、壁で囲まれた室で、図面に『備蓄倉庫』と明示があるものを指します。（倉庫に通ずる廊下は含まれません）
・蓄電池の設置部分とは、床に据え付けられたものに限り、ｷｬｽﾀｰ等で動いてしまうものは対象となりません。
・貯水槽の設置部分について、冷媒用・給水用など、水の用途は問いません。
・【ﾁ】、【ﾘ】、【ﾇ】欄の部分については、図面に用途を明示の上、他の部分との区別を明確に行ってください。（床材を変える・仕上材を変える等）
・建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分がある場合は、その面積を記入します。

【12. 建築物の数】
【イ. 申請に係る建築物の数】　　１棟
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

建築物の数は、10 ㎡以内のものはカウントしませが、建築・延べ床面積には含めます。

【13. 建築物の高さ等】　　（申請に係る建築物）　（他の建築物）
【イ. 最高の高さ】　　（　　５．８００）　（
【ロ. 階数】　　地上　（　　１）　（
　　地下　（　　）　（

平均地盤面からの高さを記入してください。（単位：m）

【ハ. 構造】　　木　造　　一部　　造
【ニ. 建築基準法第 56 条第 7 項の規定による特例の適用の有無】　　□有　　■無
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】
□道路高さ制限不適用　□隣地高さ制限不適用　□北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

「都市計画法施行規則第 60 条証明令和〇年〇月〇日第〇〇〇号」等その他の証明や許可がある場合は、記入してください。

【15. 工事着手予定年月日】　　令和　７年　４月　１日

【16. 工事完了予定年月日】　　令和　７年１０月１０日

中間検査については次ページを参考。
※階数が 3 以上の建築物は、基礎の配筋工事の完了時および建方工事等の完了時の２回（工区分けする場合を除く）中間検査が必要です！！

回数を忘れずに！

【17. 特定工程工事終了予定年月日】　　（特定工程）
（第　１回）　令和　７年　７月１０日（屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事）
（第　　回）　　年　　月　　日（　　）
（第　　回）　　年　　月　　日（　　）

【18. 建築基準法施行令第 43 条第 1 項及び第 46 条第 4 項等に係る経過措置の適用】】
【イ. 適用の有無】　　□有　　■無
【ロ. 適用があるときは、その区分】
□建築基準法施行令第 43 条第 1 項及び第 46 条第 4 項
□その他

【19. その他必要な事項】

【20. 備考】

木造の壁量計算及び柱の小径等については、R8. 3. 31 まで、「地階を除く階数が 2 以下、高さが 13m 以下及び軒の高さが 9m 以下である延べ面積が 300 ㎡以内の木造建築物」に限り、経過措置が設けられています。

【イ欄】経過措置適用の有無をチェックしてください。複数棟申請で、一部のみ経過措置を受ける場合は「有」にチェックして、「20. 備考」欄に該当建築物の番号を記載してください。
【ロ欄】軸組工法の場合は上段にチェック。枠組壁工法等その他の場合は下段にチェックして、「20. 備考」欄に告示番号（枠組壁工法は平成 13 年国土交通省告示第 1540 号）を記載してください。

備考欄の使い方

・計画変更申請のときは、変更の概要を記入してください。

・地名地番に記載しきれない地番（その他〇〇筆）

できれば、カウントされない建築物を記入していただくと、わかりやすい。
「既存の物置 3. 2 ㎡、H=1. 2m あり」等

【既存不適格】
法 86 条の 7 又は法 86 条の 8 について適用を受けるときには、
・適用除外規定・既存不適格適用日・既存不適格適用理由
・既存不適格事項

静岡市の場合、中間検査の「適用除外」条件の明示
「住宅の品質確保の促進等に関する法律の建設住宅性能評価書を受ける住宅」

浜松市の場合、中間検査の「適用除外」条件の明示
「型式部材等の製造者による製造又は新築された建築物」又は、
「住宅の品質確保の促進等に関する法律の建設住宅性能評価書を受ける住宅」

平成 28 年 10 月 1 日に静岡県内の中間検査に関する告示が改正され、階数が３以上となる建築物について「基礎に鉄筋を配置する工事」が特定工程に追加されました。

【ケース①：階数が２以下の住宅の中間検査（特定工程）】

一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿及び児童福祉施設等※（入所者の寝室があるもの）又はこれらと併用する建築物は、建方工事等のタイミングで中間検査が必要です。
※　静岡市・浜松市の場合は「児童福祉施設等」の場合及び「建設性能評価」を受けている場合は対象外。
※　浜松市の場合は製造者認証を受けた者により製造又は新築された場合は対象外。

増築の場合は、住宅の用に供する増築部分の床面積の合計が 60 ㎡を越えるものが必要です。

→　特定工程は「屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事」（木造の場合）

中間検査が必要なケースの例
①　用途が住宅の新築工事（床面積に係らず）
②　住宅のはなれの増築（60 ㎡を超える場合）
③　既存物置のみある敷地への住宅の増築工事
　→住宅は新築とみなす（床面積に係らず）
④　店舗併用住宅へ、住宅部と店舗部分との合計が 60 ㎡以上ある増築

中間検査が不要なケースの例
①　物置, 車庫などのみで、住宅部分がない増築
　（床面積に係らず）
②　住宅のはなれの増築（60 ㎡以下の場合）
③　店舗併用住宅で店舗のみの増築
　（床面積に係らず）

中間検査について
静岡県以外は別途確認が必要です。

【ケース②：階数が３以上の住宅の中間検査（特定工程）】

上記ケース①（建方工事等）の中間検査に加えて、基礎の配筋工事の完了時にも中間検査が必要です。
※　静岡市・浜松市の場合は、品確法に基づく「建設性能評価」を受けている場合は対象外。

増築の場合は、増築に係る部分の階数が３となる場合は中間検査が必要です。

→　特定工程は「基礎に鉄筋を配置する工事」となります。

≪中間検査申請における注意点≫

中間検査申請書第三面【８】-【ハ】欄に記載する「検査対象面積」について、基礎配筋工事の場合は、「検査に係る部分の最下階の床面積」となり、建方工事等の場合原則として「延べ面積（住宅の場合）」となります。

【８．特定工程】
　【イ.特定工程】
　【ロ.特定工程工事終了年月日】　平成　　年　　月　　日
　【ハ.検査対象床面積】　　㎡

建方工事等における中間検査の「手数料算定面積」は、基礎の配筋工事における中間検査を受けている場合は、その面積を減じて算定します。

「検査対象面積」と「手数料算定面積」で取扱いが異なりますのでご注意ください。

（第四面）

建築物別概要

ひとつずつの建物（棟ごと）概要なので、建増し増築の場合は、既存部分と増築部分を分ける必要はありません。

また、10 ㎡以内の建築物は第四面、第五面、第六面は必要ありません。

【1. 番号】　1

【2. 用途】（区分　０８０１０）一戸建ての住宅
（区分　　）
（区分　　）
（区分　　）
（区分　　）

【3. 工事種別】
■新築　□増築　□改築　□移転　□用途変更　□大規模の修繕　□大規模の模様替

【4. 構造】　木　造　一部　造

【5. 主要構造部】～【7. 防火地域又は準防火地域における対策等の状況】

「≪補足≫第四面【5】欄～【7】欄」参照

【5. 主要構造部】
□耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）
□耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）
□建築基準法施行令第 108 条の４第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合
□準耐火構造
□準耐火構造
□準耐火構造と同等　　防火性能を有する構造（ロー２）
■その他

いずれにも該当しない場合はその他に■

法第 27 条第 1 項の規定により
耐火建築物とした場合は、その他に■
準耐火建築物とした場合は令第 110 条第 1 号に■

【6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適
□建築基準法施行令第 109 条の５第１号に掲げ　に適合する構造
□建築基準法第 21 条第１項ただし書きに該当する建築物　} 法第 21 条の規定
□建築基準法施行令第 109 条の７第１項第１号に掲げる基準に適合する構造
□建築基準法施行令第 110 条第１号に掲げる基準に適合する構造　} 法第 27 条の規定
□その他　■建築基準法第 21 条又は第 27 条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第 61 条の規定の適用】
□耐火建築物　□延焼防止建築物　□準耐火建築物　□準延焼防止建築物
□その他　■建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない

防火地域・準防火地域以外の場合はここに■

【8. 階数】
【ｲ. 地階を除く階数】　１階
【ﾛ. 地階の階数】
【ﾊ. 昇降機塔等の階の数】
【ﾆ. 地階の倉庫等の階の数】

階数に算入されないＰＨや地下倉庫（建築面積の 1/8 以下）など。

【9. 高さ】
【ｲ. 最高の高さ】　５．８００ｍ
【ﾛ. 最高の軒の高さ】　３．８００ｍ

【10. 建築設備の種類】　電気、ガス、給排水、換気設備、し尿浄化槽、住宅用火災警報器

【11. 確認の特例】
【ｲ. 建築基準法第６条の３第１項ただし書又は同法第 18 条第 5 項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】　□有　■無
【ﾛ. 適用があるときは、特例の区分】
□建築基準法第６条の３第１項第１号に掲げる確認審査又は同法第 18 条第４項第　掲げる審査

当センターに提出していただくルート 2 の構造計算付物件で、適判不要とする場合は『有』にチェックしてください。その他のケースは『無』にチェックしてください。

□建築基準法第６条の３第１項第２号に掲げる確認審査又は同法第 18 条第４項第２号に掲げる審査
（構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士）
（１）氏名
（２）資格　構造設計一級建築士交付第　　号

伝統工法等を用いた小規模木造建築物等の特例は、当センターでは引受ができません。

【ハ．建築基準法第６条の４第１項の規定による確認の特例の適用の有無】
■有　□無

平屋で延べ面積 200 ㎡以下の建築物は、「有」になります。

【ニ．建築基準法施行令第１０条各号に掲げる建築物の区分】
【ホ．認定型式の認定番号】　第　　号
【ヘ．適合する一連の規定の区分】　□建築基準法施行令第 136 条の２の 11 第１号イ
□建築基準法施行令第 136 条の２の 11 第１号ロ
【ト．認証型式部材等の認証番号】

【12．床面積】		（申請部分　　）	（申請以外の部分　）	（合計　　）
【イ．階別】	（　１階）	（　　８０．００）	（　　）	（　　８０．００）㎡
	（　　階）	（　　）	（　　）	（　　）㎡
	（　　階）	（　　）		（　　）
	（　　階）	（　　）		（　　）
	（　　階）	（　　）		（　　）
	（　　階）	（　　）	（　　）	（　　）
【ロ．合計】		（　　８０．００）	（　　）	（　　８０．００）㎡

各階の床面積は、第五面の床面積と一致します。

【13．屋根】	カラーベスト（不燃材）
【14．外壁】	防火サイディング：防火構造
【15．軒裏】	ケイカル板
【16．居室の床の高さ】	６５０㎜
【17．便所の種類】	水洗
【18．その他必要な事項】	

防火、準耐火、耐火構造を要求されている場合は、仕様または認定番号を記入してください。
認定材料を使用時は「認定証の写し」添付

最下階床が木造であるときは、記入してください。（単位：㎜）

「水洗」「くみ取り」どちらかを記入してください。

【16. 居室の床の高さ】　45 ㎝未満の場合、防湿方法を記入「べた基礎」「防湿コンクリート」等

【19．備考】
■以下に該当する場合は備考欄に記載ください

・令第 121 条の2の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造である場合には、その旨を記入
記載例）令第 121 条の2の適用を受ける屋外直通階段は木造

・主要構造部の全部又は一部に燃えしろ設計（準耐火構造の主要構造部を耐火被覆を用いない構造方法によるものとする設計をいう）を用いたものについては、その旨を記入
記載例）主要構造部（柱・梁）は燃えしろ設計による

・建築物の2以上の部分が建築基準法施行令第 109 条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合には、その旨を記入し、各部分について建築基準法第 21 条、第 27 条及び第 61 条の規定の適用の有無を記入してください。
記載例）令第 109 条の8に規定する火熱遮断壁等による別棟みなし規定適用
上記記載以外の部分の法第 21 条、第 27 条及び第 61 条の適用有無
【6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用】
■建築基準法第 21 条又は第 27 条の規定の適用を受けない
【7. 建築基準法第 61 条の規定の適用】
■建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない

≪補足≫　第四面【5】欄～【7】欄

※【5】欄　耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を「有する」場合とは）
（令第 108 条の３）火災を区画内にとどめることで、建築物全体が倒壊・延焼しないための構造方法とした場合に、防火上及び避難上支障がない主要構造部を「有する」となります。
従来どおり主要構造部を耐火構造とした場合は、防火上及び避難上支障がない主要構造部を「有しない」

2024.4 施行

例 1)「2 階建て一戸建ての住宅（耐火・準耐火建築物以外）」（法第 22 条区域）

【5. 主要構造部】　■その他
【6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用】■建築基準法第 21 条又は第 27 条の規定の適用を受けない
【7. 建築基準法第 61 条の規定の適用】　■建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない

例 2)「４階建て共同住宅（耐火建築物）」（法第 22 条区域）

【5. 主要構造部】　■耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）※
【6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用】　■その他
【7. 建築基準法第 61 条の規定の適用】　■建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない

例 3)「2 階部分の 300 ㎡以上をﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ用途に使用する建築物（イ－2 準耐火建築物）」（法第 22 条区域）

【5. 主要構造部】　■準耐火構造
【6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用】
■建築基準法施行令第 110 条第１号に掲げる基準に適合する構造
【7. 建築基準法第 61 条の規定の適用】　■建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない

例 4)「例 3. の建築物を任意で耐火建築物とした場合」

【5. 主要構造部】　■耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）※
【6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用】　■その他
【7. 建築基準法第 61 条の規定の適用】　■建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない

例 5)「3 階建ての一戸建ての住宅」（準防火地域内）

①ケース　イ-2 準耐火建築物とした場合
【5. 主要構造部】　■準耐火構造
【6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用】■建築基準法第 21 条又は第 27 条の規定の適用を受けない
【7. 建築基準法第 61 条の規定の適用】　■準耐火建築物
②ケース　Ｒ１国交告第 194 号第４第１号イ　※旧開口部制限建築物
【5. 主要構造部】　■その他
【6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用】■建築基準法第 21 条又は第 27 条の規定の適用を受けない
【7. 建築基準法第 61 条の規定の適用】　■準延焼防止建築物

例 6)「２階に 300 ㎡未満の保育所がある保育園・耐火建築物」（法第 22 条区域）

【5. 主要構造部】　■耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）※
【6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用】■建築基準法第 21 条又は第 27 条の規定の適用を受けない
【7. 建築基準法第 61 条の規定の適用】　■建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない

例 7)「1000 ㎡の工場・準耐火建築物（ロ－２）」（法第 22 条区域）

【5. 主要構造部】　■準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－２）
【6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用】■建築基準法第 21 条又は第 27 条の規定の適用を受けない
【7. 建築基準法第 61 条の規定の適用】　■建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない

例 8)「共同住宅・３階建て・１時間準耐火基準」（法第 22 条区域）

【5. 主要構造部】　■準耐火構造
【6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用】
■建築基準法施行令第 110 条第１号に掲げる基準に適合する構造
【7. 建築基準法第 61 条の規定の適用】　■建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない

（第五面）

建築物の階別概要

【1．番号】　１

【2．階】　１Ｆ

【3．柱の小径】　１０５㎜

【4．横架材間の垂直距離】２，８５０㎜

【5．階の高さ】　－　㎜

【6．天井】

【イ．居室の天井の高さ】２，４００㎜

【ロ．建築基準法施行令第３９条第３項に規定する特定天井】

□有　■無

【7．用途別床面積】

	（用途の区分）	（具体的な用途の名
【ｲ.】	（０８０１０）	（　一戸建ての住
【ﾛ.】	（　　）	（
【ﾊ.】	（　　）	（
【ﾆ.】	（　　）	（
【ﾎ.】	（　　）	（　　）（
【ﾍ.】	（　　）	（　　）

【8．その他必要な事項】

【9．備　考】

（第四面）【1. 番号】に記入した番号と同じ番号

地上階は「1F」「2F」、地下階は「1B」、PHは「P1」

在来木造のみ記入（単位：㎜）

在来木造のみ記入（単位：㎜）

平屋建ては上階がないため、記入不要

各居室の中で一番低いもの（単位：㎜）

『特定天井』：下記の全てに該当するもの

① 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの。

② 高さが 6mを超える天井の部分で、その水平投影面積が 200 ㎡を超えるものを含むもの。

③ 天井面構成部材等の単位面積質量（1 ㎡当たりの質量）が 2kg を超えるもの

具体的な用途別で記入（住宅の一部に車庫、倉庫などある場合は、別にして記入）

「08490　自動車車庫」

「08500　自転車駐車場」

「08520　倉庫業を営まない倉庫（住宅用物置）」

「08440　店舗（八百屋）」　など

計画変更申請のときは、第五面に係る部分の変更の概要を記入してください。

（第五面）

建築物の階別概要

【1．番号】

【2．階】

【3．柱の小径】

【4．横架材間の垂直距離】

【5．階の高さ】

【6．天井】

【イ．居室の天井の高さ

【ロ．建築基準法施行令第３９条第３項に規定する特定天井】

□有　□無

【7．用途別床面積】

	（用途の区分）	（具体的な用途の名称）	（床面積　　）
【ｲ.】	（　　）	（　　）	（　　）㎡
【ﾛ.】	（　　）	（　　）	（　　）
【ﾊ.】	（　　）	（　　）	（　　）
【ﾆ.】	（　　）	（　　）	（　　）
【ﾎ.】	（　　）	（　　）	（　　）
【ﾍ.】	（　　）	（　　）	（　　）

【8．その他必要な事項】

【9．備　考】

建築物独立部分別概要　　（第六面）

Exp. j で分離されている部分ごと作成してください。

【1. 番号】 下部※　1

Exp. j で分離されている場合は、分離された部分ごと通し番号を付し、その番号を記入してください。

【2. 延べ面積】 下部※

【3. 建築物の高さ等】 下部※

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】

【ニ. 構造】　造　一部

Exp. j で分離された建築物毎に地盤面を設定し、最高高・軒高を算定してください。

Exp. j で分離された建築物毎の階数を記載してください。
PH がある場合は、PH が存する分離部分の建築面積の 1/8 を超えたら階数に算入されます。

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】 下部※

□特定構造計算基準　新築の場合（適格増改築を含む）

□特定増改築構造計算基準　既存不適格による増改築の場合

構造計算において、計算ルート 2 若しくはルート 3（限界耐力計算含む）とした場合はチェックしてください。

【5. 構造計算の区分】 下部※

□建築基準法施行令第 81 条第 1 項各号に掲げる基準に従った構造計算　大臣認定

□建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号イに掲げる構造計算　保有水平耐力計算

□建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算　限界耐力計算

□建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 2 号イに掲げる構造計算　許容応力度等計算

□建築基準法施行令第 81 条第 3 項に掲げる構造計算　許容応力度計算

施行規則第 1 条の 3 により『構造計算書』の省略認定（国交省告示第 832 号、施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号ロ(2)）を受けている場合は、令第 81 条第 3 項に掲げる構造計算にチェック。

【6. 構造計算に用いたプログラム】 下部※

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

□建築基準　第

□その他のプログラム

計算プログラム名を記入してください。

【7. 建築基準法施行令第 137 条の 2 各号に定める範囲の区分】

（　　）

不適格増築等の適用がある場合は、該当する号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。
第一号イ：一体増築等
第一号ロ：Ｅｘｐ．ｊ増築等
第二号イ：基準時の 1/2 以下の増築等
第二号ロ：基準時の 1/2 以下の増築等で基礎の補強等
第三号イ：基準時の 1/20 以下かつ 50 ㎡以下の増築

【8. 備考】

計画変更申請のときは、第六面に係る部分の変更の概要を記入してください。

※1～3 欄について下記を参考にしてください。

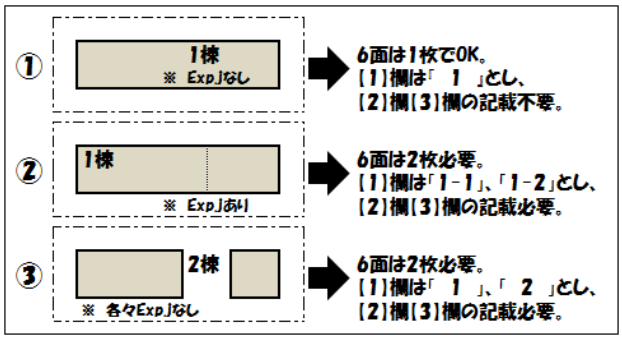

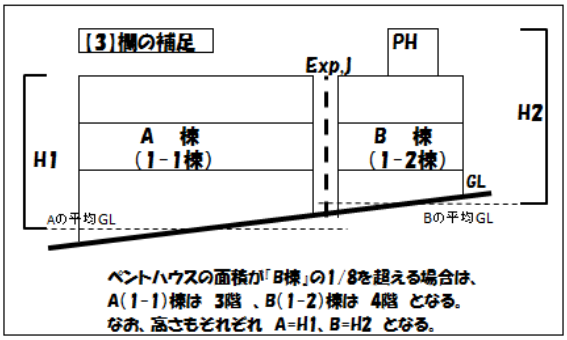

・4 欄～6 欄について、構造計算を行っている場合は記入

・【1】欄について、SPICA 利用の場合は 1 棟であっても

を利用して提出される場合は、事前に審査機関にお問い合わせください。

原本又はその写しを添付してください

委　任　状

【代理人】
【氏名】　　杉山　漱石
【建築事務所名】（株）杉山一級建築士事務所

代理者（申請書第２面【2.代理者】欄に記載する代理者）を記載してください。

上記の者を代理者と定め、下記の建築物について建築に関する法令の規定による申請手続を委任する。

【１．地名地番】　静岡県浜松市中央区元城町２１６番地の４
【２．主要用途】　一戸建ての住宅
【３．工事種別】　■新築　□増築　□改築　□移転
【４．委任事項】　■確認（許可）申請手続　■確認（許可）申請証受取
■建築工事届提出　■中間検査申請手続
■中間検査合格証受取　■完了検査申請手続
■検査済証受取　■取止・取下届提出
■現場検査立会　□風致地区内行為（許可）申請手続
□住宅金融支援機構設計審査申請手続　□住宅金融支援機構現場検査申請手続
□都市計画法第 53 条第 1 項の許可申請手続
□その他

日付を忘れずに！

令和 01 年　5 月 01 日

【建築主】

【氏名】　　中村　町男　　中村
【住所】　浜松市中央区元城町２１６番地の４

委任状の書式は
特に決められていません！

建築主が代理者（申請書第二面【2、代理者】）を委任したことが確認できるものを添付してください。

建築主等の押印についても
特に決められていません！

※「私文書は、本人［中略］の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」（民事訴訟法第 228 条第4項）という規定がありますので、押印等を求めることを推奨します！

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

平成１９年１月３０日

静岡県知事　石川　嘉延　様

住[illegible]町２１６－１１

[illegible]２０７０

証明・許可がある場合、
添付して下さい。

都市計画法施行規則[illegible]物等が都市計画法の規定に適合している旨の証[illegible]

建築しようとする場所	浜松市中央区元城町２１６番地の４	
敷地面積	１５８．４０　㎡	
区域区分	■	市街化区域
	□	市街化[illegible]
	□	区域区分が定[illegible]
	□	準都[illegible]
	□	都市計画区域[illegible]
用途地域	第一種住居地域	
開発行為の有無	有　　無	
建築物の用途	一戸建ての住宅	
都市計画法上の許可を要さない場合にはその該当条項号及び内容	該当条項号	
	内容	
都市計画法上の許可を受けている場合にはその当該条項、許可の年月日及び番号並びに許可を受けた者の氏名又は名称	該当条件	
	許可の年月日及び番号	
	許可を受けた者の氏名又は名称	

記述の内容を確認してください。確認申請と適合証明、許可等の内容が少しでも違っていると、確認済証の発行はできません。違い、間違いがあったら、事前に行政庁と打ち合わせしてください。

①申請書には証明書または許可書の原本又は写しを添付してください。

②写しを添付した場合は、原本一式をお持ちください。

③確認申請書と内容が一致することを照合し、「原本照合済」の印を押します。

④電子申請の場合は、許可書及び添付図書等一式をスキャンして申請いただくことで原本照合とみなします。

※　上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。

平成１９年２月１７日　　第○○○○号

静岡県知事　　○○　　静岡県知事印

【10. 建築設備の種類】の別紙
（居室毎の機械換気設備）

換気経路の全圧力損失と+給排気機の能力を考慮した有効給排気量を記載する。

室名	床面積（㎡）	平均天井高（m）	気積（㎥）	換気種別（換気種別エリア毎）	給気機による給気量(A)（㎥／h）	排気機による排気量(B)（㎥／h）	換気回数（n）
1階床面積	80	2.5	200	全般換気「三種換気」			
便所						60	
洗面所						60	
合計			200			120	0.6

給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法について記載が必要です。
PQ 線図（ダクト抵抗曲線に対する排気量を記載した線図）を記載するか、機器のカタログ等を添付してください。

（記入上の注意事項）
独立した複数のエリア毎に換気計画をする場合には、それぞれエリア毎に分けて、気積、換気種別 （例：「局所換気」、「全般換気」又は、「一種換気」、「二種換気」、「三種換気」の別)、給気量、排気量、及び換気回数を記入し、かつ、換気計画全般を明示して下さい。

（天井裏等への措置）

室名／天井裏等							
	天井裏等は、Ｆ☆☆☆以上建材又は、規制対象外の建材を、すべて使用する。						

一括表示の場合

（記入上の注意事項）
上の表の換気設備エリア毎に記入区分し、居室とその他の部分(天井裏等を含む)に気密層及び通気止めの処置等を設けた場合は、その処置の内容を記入して下さい。

使 用 建 築 材 料 表

階	室名 （室面積㎡）	内装の仕上げの部分	種別	面積 （㎡）	係数	使用面積 （㎡）	使用面積合計 （判定結果）
		住宅等の居室の仕上げは、Ｆ☆☆☆☆又は規制対象外の建材を、すべて使用する。					

一括表示の場合

注

全般換気（２４時間換気）の目的は、
１、カビ、ダニを減らす。
２、有害物質を減らす。
３、人臭さ（他人の家に行くとわかる独特な匂い）を減らす。
４、ペット・タバコの匂いを減らす。
５、家具等からのホルムアルデヒドを減らす。
が、考えられます。
全般換気は、施主には大きなコストがかかります。
そのため、設計士として少しでも有効な換気プランを考えてあげてください！

※クロル

（記入上の注意事
1）「室名」欄には、換気対象
2）「内装の仕上げの部分」の　　床・壁・天井及び戸、その他の建具の規制対象の各部位名を記入して下さい。
3）「種別」欄には、使用　　（第２種（Ｆ☆☆）・第３種（Ｆ☆☆☆）・規制対象外（Ｆ☆☆☆☆））　を記入して下さい。
4）「面積」欄には、使　　材料の面積を記入して下さい。
5）「係数」欄には、換気回数に基づく使用材料の種別により定められた係数を記入して下さい。
6）「使用面積」欄には、面積×係数の計算結果を記入して下さい。
7）「使用面積合計」欄には、使用面積の合計と判定結果を記入して下さい。

し尿浄化槽の概要書

住宅
長屋
共同住宅
併用住宅（例:八百屋）

住宅：番号(2)用途（1）
算定式　A≦130（145）㎡の場合　n＝5
A>130（145）㎡の場合　n＝7
2世帯住宅の場合　n＝10
（）静岡県内の場合
共同住宅：番号(2)用途（0）
算定式　n＝0.05A
（1戸当のnが3.5人以下は3.5×戸数、1戸当のnが3.5人以下かつワンルームは2×戸数）
併用住宅（八百屋）：番号(2、5)用途（1、1）
算定式　例:(住宅n＝5)＋(店舗n'＝0.075A)
※n：人数(人)　A：延べ面積(㎡)

※	受　　月　　日				
1	建築主及び	住所	浜松市中村町		
2	浄化槽工事業者の氏名及び営業所名・所在地	登録又は届出番号			
3	浄化槽設備士の氏名	未定　免状交付番号			
4	設置場所	浜松市中央区市元城町２１０			
5	建築物の用途	住宅			
6	処理対象人員	５人	算定根拠	番号(　２　用途(　イ　)	
				算定式(　n＝５　)	
7	単独処理、合併処理の別	単独処理　・　合併処理			
8	し尿浄化槽の種類	(1)　型式認定浄化槽(名称　認定番号 型 01CafOa0051234) (2)　その他　※ABCD-4567			
9	し尿浄化槽の規模	５人槽			
１０	し尿浄化槽の構造方法	(1)　昭和５５年建設省告示 1292 号の区分 第(　　)の(　　) (2)処理方法 その他の方式			
１１	放流水	水　質	BOD 20 mg/l	水　量	1.0 ㎥
		放流先	側溝	放流方法	自然・動力

※　浜松市の場合は、法第 68 条の 26 による認定番号(構造方法等の認定)も追記してください。

大臣認定の場合、処理方式のみ記入

汚水量目安＝人槽×0.2 m3/戸・日
n＝5の場合･･･1.0 m3
n＝7の場合･･･1.4 m3

(注)
1　※印のある欄は、記入しないでください。
2　選択事項は、該当するものを○で囲んでください。
3　浄化槽工事業者が未定の場合は、２欄及び３欄には未定と記入
4　６欄の算定根拠欄には、日本工業規格Ａ３３０２の該当類似用
　算定式を記入してください。
5　10 欄については、大臣認定を受けたし尿浄化槽である場合は、処理方式のみを記入してください。
6　11 欄のＢＯＤとは、生物化学的酸素要求量をいいます。

型　式　適　合　認　定　書

ＢＣＪ基型 ― ＪＳ　01344
平成 19 年 1 月 25 日

まちづくり工業株式会社
　代表取締役社長　　気田　一郎　様

財団法人建築住宅センター
理事長　　大嶋　秀喜

下記の型式については、建築基準法第 68 条の 10 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 1 章から第 3 章までの規定又はこれに基づく命令のうち同法施行令第 136 条の 2 の 11 に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1.　認定番号
　　型 01Caf0a0051234

2.　認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
　　合併処理浄化槽

3.　認定をした型式の内容
　　まちづくり－5 型

　　詳細内容は、別添仕様書及び図面による。

4.　一連の規定に適合するための適用条件

　　本認定に係る合併処理浄化槽について、平成 14 年 5 月 31 日までの間に建築基準法施行令第 35 条第 1 項の規定に基づく認定を受けなかった場合には、本認定はその効力を失うものとする。なお、浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

（注意）この認定書は、大切に保管しておいて下さい。

参 考 ・・・**添付図書ではありません、参考にしてください！**

浄化槽の型式適合認定番号とは？

参考：２００２度版浄化槽の設計・施工上の運用指針

指定認定機関の指定番号

型式部材等の種類の記号
浄化槽は「C」

・処理対象人数が 5～50 人までは「005」～「050」
・処理対象人数が 51 人以上は、槽の配置パターンごとに
「101」「102」・・・「120」・・・

a：合併処理
b：単独処理

型式ごとの通し番号（申請順）

型01　C　a　f　O　a　005　1234

表示記号	BOD等の処理方法（単位：mg/ℓ以下）
a	BOD 10, T－N 10 T－P 1
b	BOD 10, T－N 15 T－P 1
c	BOD 10, T－N 20 T－P 1
d	BOD 20, T－N 20
e	BOD 10
f	BOD 20
g	BOD 30
h	BOD 60
i	BOD 90
j	その他（BOD120、SS250 等）

表示記号	処理方法
a	分離接触ばっ気方式
b	嫌気濾床接触ばっ気方式
c	脱窒濾床接触ばっ気方式
d	回転板接触方式
e	接触ばっ気方式
f	散水濾床方式
g	長時間ばっ気方式
h	標準活性汚泥方式
I	接触ばっ気・濾過方式
j	凝集分離方式
k	接触ばっ気・活性炭吸着方式
L	凝集分離・活性炭吸着方式
M	硝化液循環活性汚泥方式
N	三次処理脱窒・脱燐方式
O	その他の方式

表示記号	本体材料
a	ＦＲＰ製
b	コンクリート製
c	その他の材料

〈例１〉**型01Cafba0050003**

合併処理、ＢＯＤ20 ㎎/ℓ以下の処理性能、処理方法は嫌気濾床接触ばっ気方式、
本体材質ＦＲＰ製、５人槽、申請第０００３号

〈例２〉**型01Cafea0070083**

合併処理、ＢＯＤ20 ㎎/ℓ以下の処理性能、処理方法は接触ばっ気方式、
本体材質ＦＲＰ製、７人槽、申請第００８３号

認　　定　　書

国 住 指 第　5000　号
平成　19　年　5　月　16　日

まちづくり工業株式会社
　代表取締役社長　　気田　一郎　様

国土交通大臣　　林　　寛　子

　下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 35 条第 1 項の規定に適合するものであることを認める。

記

1.　認定番号
　　ABCD-4567

2.　認定をした構造方法又は建築材料の名称
　　まちづくり型

3.　認定をした構造方法又は建築材料の内容
　　別添（建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法の規定に基づき建設大臣が認めた次の認定　平成 10 年 4 月 23 日　建設省愛住指発第 33 号　　に別紙の変更を加えたもの）のとおり

（注意）この認定書は、大切に保存しておいて下さい。

型式適合認定書別添仕様書及び図面

建築基準法施行令第35条第1項の大臣認定による接触ろ床方式
【大臣認定番号(認定年月日):ABIC−4567(平成18年1月16日)】

平面図

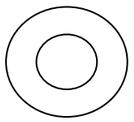

嫌気ろ材

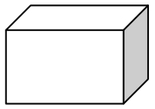

接触材

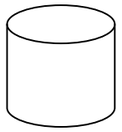

好気ろ材

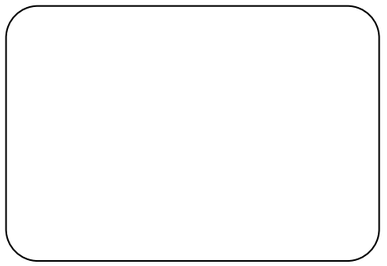

B−B断面図

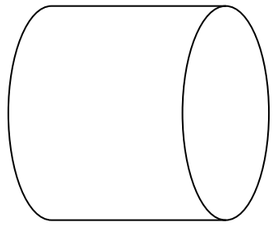

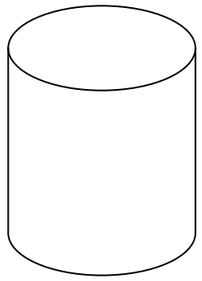

消毒槽立体図

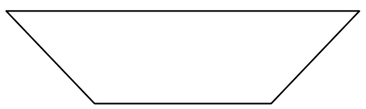

A−A断面図

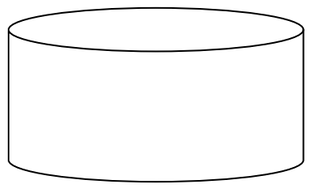

C−C断面図

会社名	まちづくり工業株式会社		
型式	まちづくり		
	−5型	−7型	−10型
型式適合認定番号	型01CafOa0051234	型01CafOa0071234	型01CafOa0101234

平成19年　1月25日認定	放流水質	法令上の性能 BOD20mg/ℓ以下
		大臣認定による性能 BOD20mg/ℓ以下 S　S20mg/ℓ以下 T−N20mg/ℓ以下

仕様書

槽の容量及び寸法		処理対象人員	5	7	10
	有効容量	夾雑物除去槽			1．502
		嫌気ろ床槽			1．498
		接触ろ床槽			0．687
		処理水槽			0．339
		消毒槽			0．021
	寸法	A_1			2，390
		A_2			1，800
		A_3			60
		B_1			1，320
		B_2			720
		B_3			60
		C_1			1，
		C_2			1，500
		C_3			500
		C_4			500
		C_5			500
		C_6			215
		C_7			1，285
		C_8			310
		C_9			360
		a			450
		b			450
		c			600
材料・材質及び機械設備の仕様	く体	材質	FRP(ガラス繊維強化プラスチック)		
		板厚	3〜8		
	仕切板	材質	FRP		
		板厚	2〜5		
	嫌気ろ材	形状	骨格様球状		
		材質	PP(ポリプロピレン)またはPE(ポリエチレン)		
		外形寸法	φ110		
		充填率(%)	31	32	32
	接触材	形状	板状		
		材質	PVC(ポリ塩化ビニル)PPまたはPE		
		比表面積	71㎡／㎥以上		
		充填率(%)	16	16	17
	好気ろ材	材質	網様円筒状		
		長さ	PPまたはPE		
		外形寸法	φ100×100L		
		比表面積	107㎡／㎥以上		
		充填率(%)	55	57	55
	散気管	材質	PVCまたはPP		
		長さ	443×760	443×860	443×1000
	送風機	型式	容積式		
		吐出風量(L／分)	60以上	80以上	80以上
	流入管 放流管	材質	PVC		
		内径	φ100		
	マンホール	材質	プラスチック、FRPまたは鋳鉄		
		内径 個数	φ450×3	φ450×2 φ600×1	φ450×2 φ600×1
特記事項	注：寸法の単位はmm、容積の単位は㎥とする。				
	・振動、騒音、防虫、防臭対策は必要に応じて行う。 ・流入、設置条件によりオプション槽を組み合わせる。				

※２ｍ超のがけがある場合、断面図及びがけ対策図が必要です。

案内図　１：２５００

都市計画図

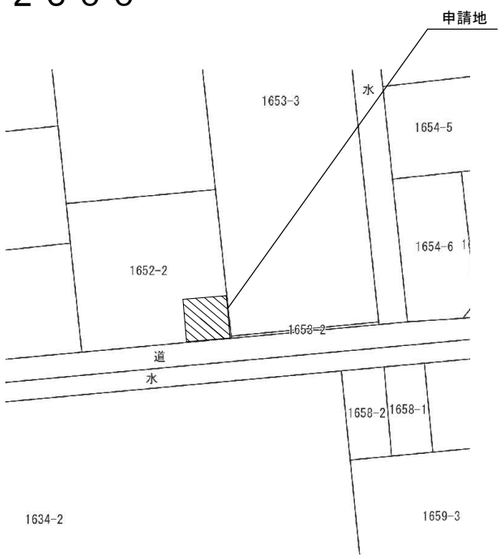

公図　１：５００

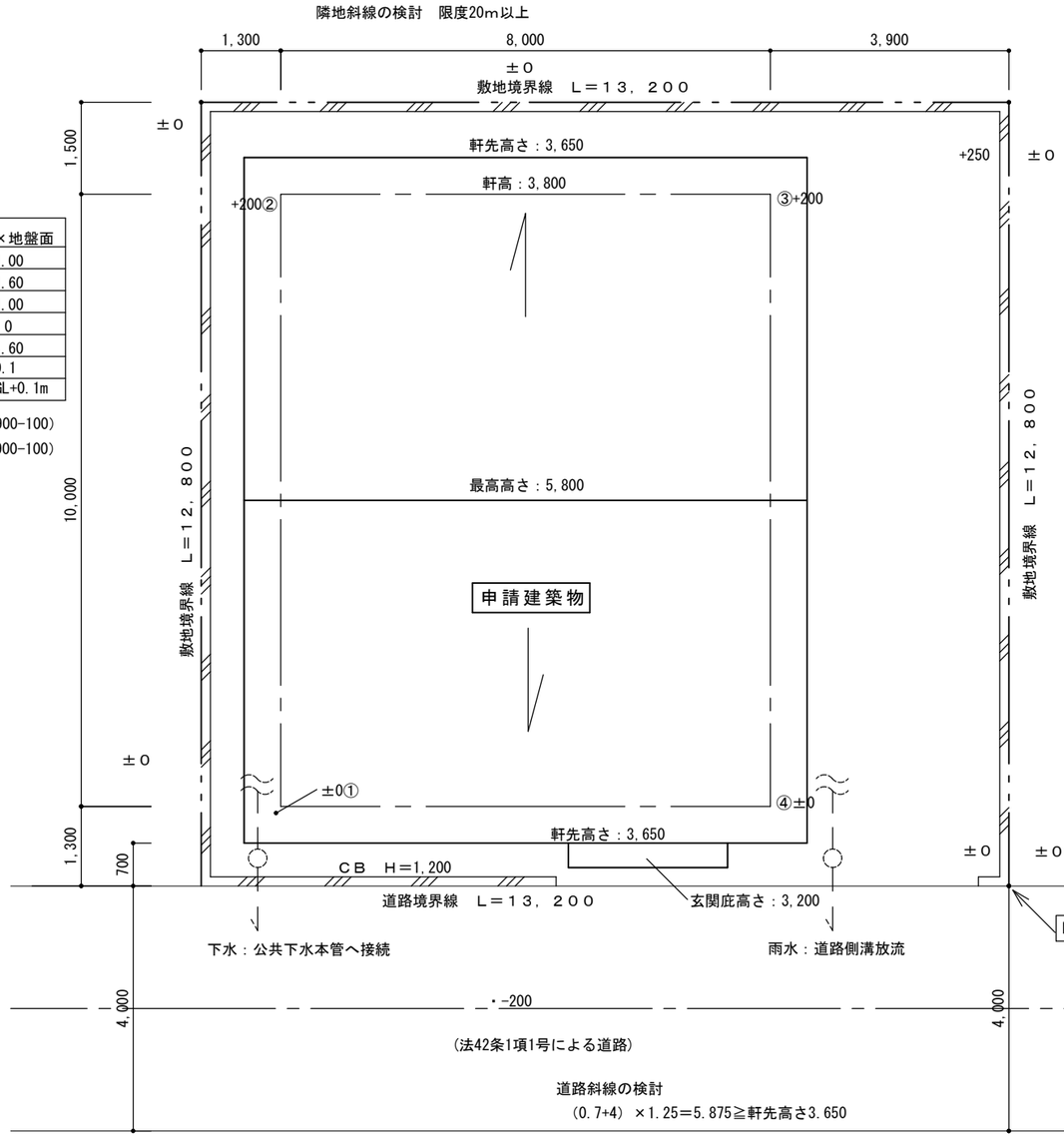

配置図　１：１００

盛土規制法の許可対象となる工事無し

地盤面算定(m)

	A	B	(A+B/2)	周長	周長×地盤面
①～②	0	0.2	0.1	10.0	1.00
②～③	0.2	0.2	0.2	8.0	1.60
③～④	0.2	0	0.1	10.0	1.00
④～①	0	0	0	8.0	0
				36.0	3.60
3.60㎡/36.0m＝0.1					
地盤面＝GL+0.1m					

最高高さ5,800（5,900-100）
最高軒高3,800（3,900-100）

配置図には、下記項目の明示をお願いします。

①縮尺
②方位（真北）
③敷地の境界線
（道路境界線・隣地境界線・官民境界線）
④建築物の位置
⑤申請に係る建築物との別
⑥擁壁
⑦汚水・雨水の排水経路又は処理経路
⑧土地の高低、建物が接する地盤高さ
⑨道路の位置、幅員、種別、接道距離及び道路中心線、路面中心高さ
⑩建築物～隣地境界線までの最小距離
⑪令130条の12に掲げる建築物（門塀等）
⑫建築物～道路境界線までの最小距離
⑬各斜線制限による高さ限度
⑭建築物の各部の高さ
「建築物の各部分の高さ」とは、道路斜線、北側斜線、隣地斜線等の斜線検討、第１種低層住居専用地域や地区計画等の絶対高さの確認のための明示となる。配置図のみですべてをクリヤーすることを証明する。そのため、配置図には屋根伏図＋外部通芯を記入する。
たとえば道路斜線の検討の場合、前面道路側の屋根先端の高さと道路境界線からの距離を記入する。
⑮宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の許可対象となる工事がないことを記入してください。（許可を取得した場合は、許可証の写しを添付してください。）

		作成日	承認	設計	縮尺	工事名称		図面番号
ｋｊｍ			小村	杉山	1：100	図面名 配置図	（株）杉山一級建築士事務所 一級建築士　○○○○○○号 杉山漱石	／

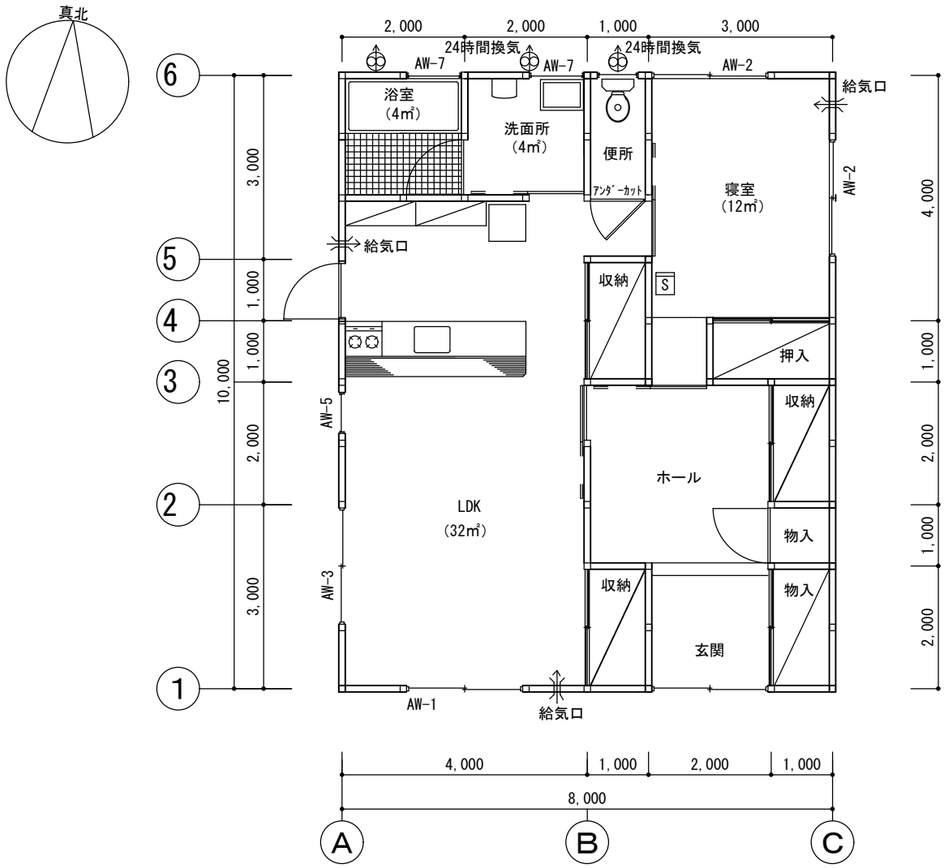

1階平面図　1：100

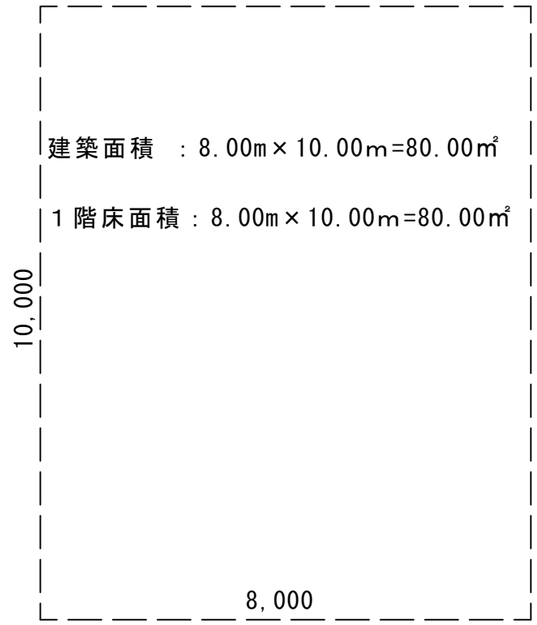

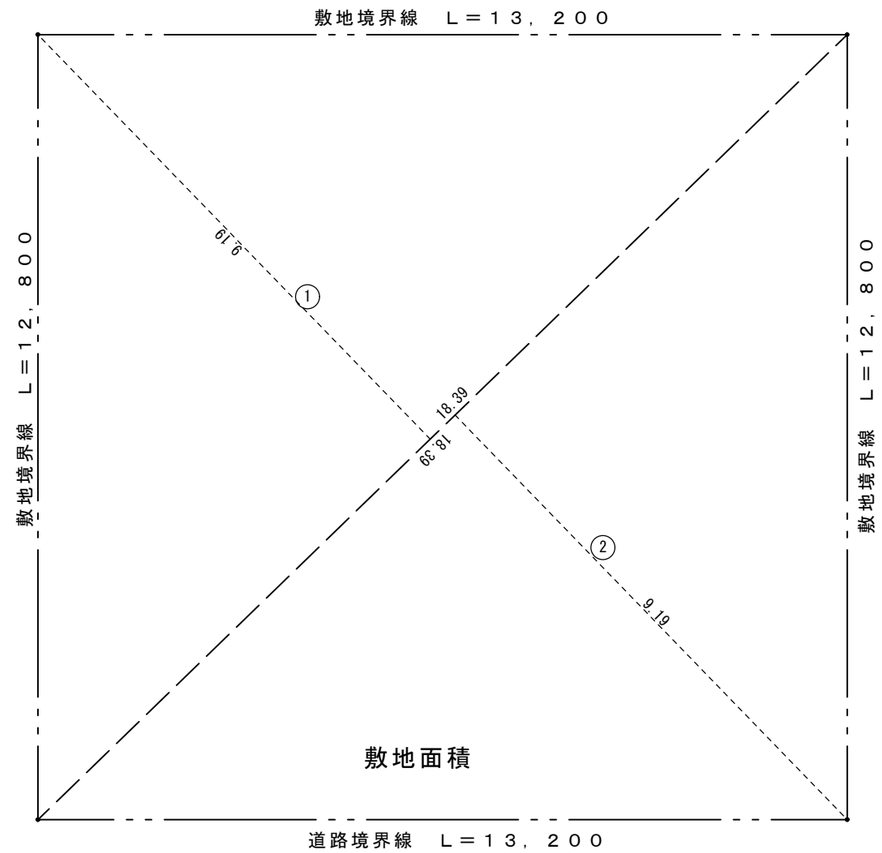

S：住宅用火災報知器
（煙感光電式）検定品

：換気扇

平面図には、下記項目の明示をお願いします。

①縮尺
②方位（真北）
③間取り
④各室の用途及び床面積
⑤壁の位置
⑥開口部の位置
⑦換気設備
⑧住宅用防災警報器
⑨給気口などの位置

番号	底辺	高さ	倍面積	面積
1	18.39	9.19	169.0041	84.50205
2	18.39	9.19	169.0041	84.50205
合計				169.00410
敷地面積				169.00 m²

		作成日	承認	設計	縮尺	工事名称		図面番号
kjm			小村	杉山	1：100	図面名 平面図・求積図	（株）杉山一級建築士事務所 一級建築士　○○○○○○号 杉山漱石	／

静岡県内の建築物については、条例の規定により、
下記の図書の添付が必要となります。
①耐力壁の位置を明示した図書
②壁量計算書

静岡県内の建築物には地域係数1.2の考慮が
必要です。
※ばらつき係数(1.1)はなくなりました。

1階壁量平面図

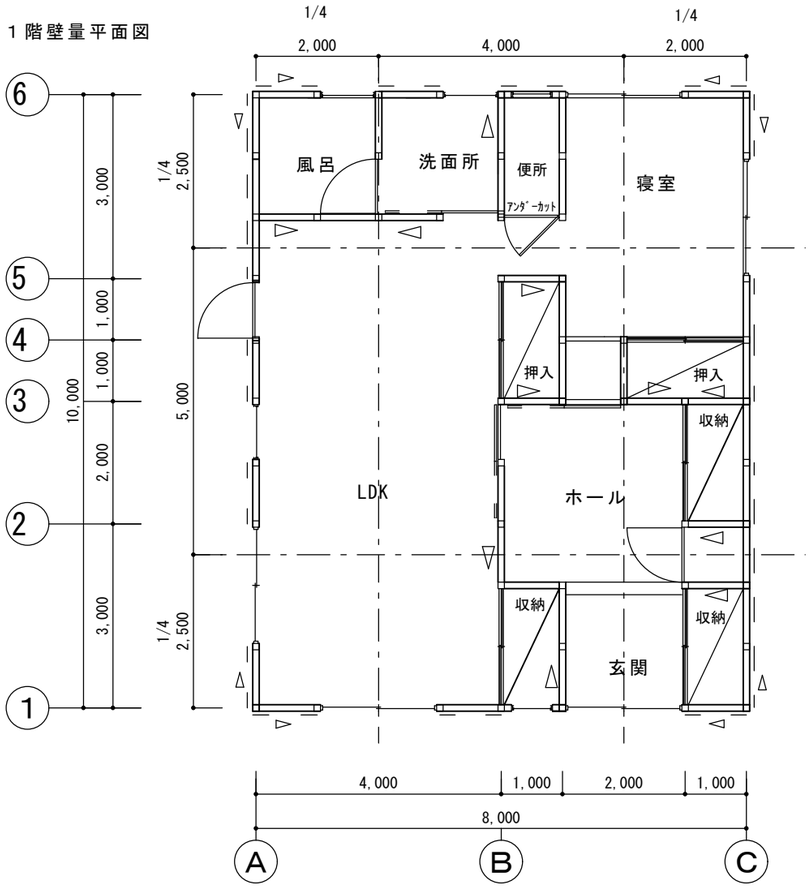

凡例				
記号	壁の構造		筋かいの構造	倍率
W1 ▷			木材45×90片方向 2.0	2.0
W2 ◁▷			木材45×90たすき掛け 4.0	4.0
W3 － －	構造用合板 9mm ※	2.5		2.5
W4 _▷_	構造用合板 9mm ※	2.5	木材45×90片方向 2.0	4.5
W5 _▼_	大臣認定品 FRM-○○	2.7		2.7

※構造用合板はN50釘にて@150以下で施工する。
柱脚 ▷ 柱頭

1階床面積算定
8m×10m＝80㎡

1階 1/4床面積算定
X方向上 2.5×8＝20㎡
X方向下 2.5×8＝20㎡
Y方向左 2×10＝20㎡
Y方向右 2×10＝20㎡

必要壁量算定表					
床面積（地震力）に対する必要壁量					
階	方向	床面積（㎡）	係数（cm/㎡）	必要壁量割増	必要壁量（m）
1	X	80	17	1.2	16.32
1	Y	80	17	1.2	16.32
見付面積（風圧力）に対する必要壁量					
階	方向	見付面積（㎡）	乗ずる数値		必要壁量（m）
1	X	30.31	50		15.16
1	Y	32.19	50		16.10

■ 一般区域
□ 特定行政庁が指定する軟弱地盤区域
（一般区域の1.5倍）
□ 特定行政庁が指定するその他の区域
■ 静岡県建築基準条例による割増（×1.2倍）
見付面積（風圧力）に係る条件
□ 特定行政庁が認める強風区域
■ 上記以外の区域

柱の必要小径（mm）
（令第43条第1項、6項、平12建告1349号第一第2項）
1階:105（必要90以上）

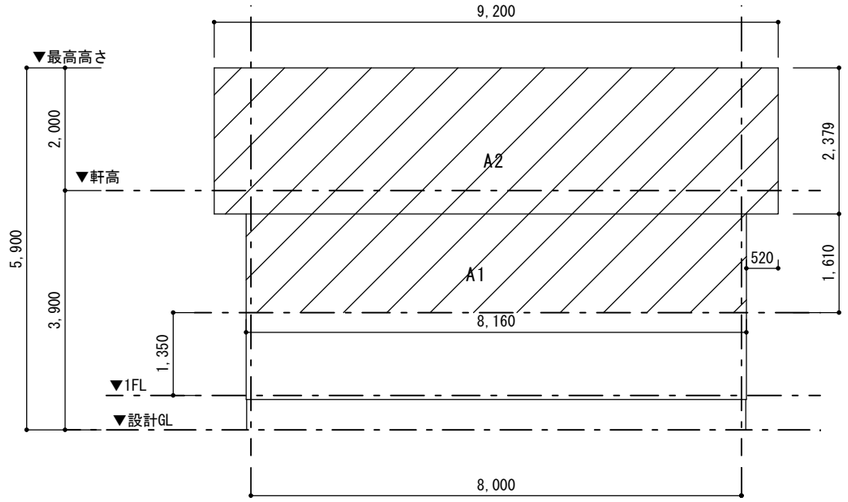

Y方向（南面）見付面積算定図 1：100

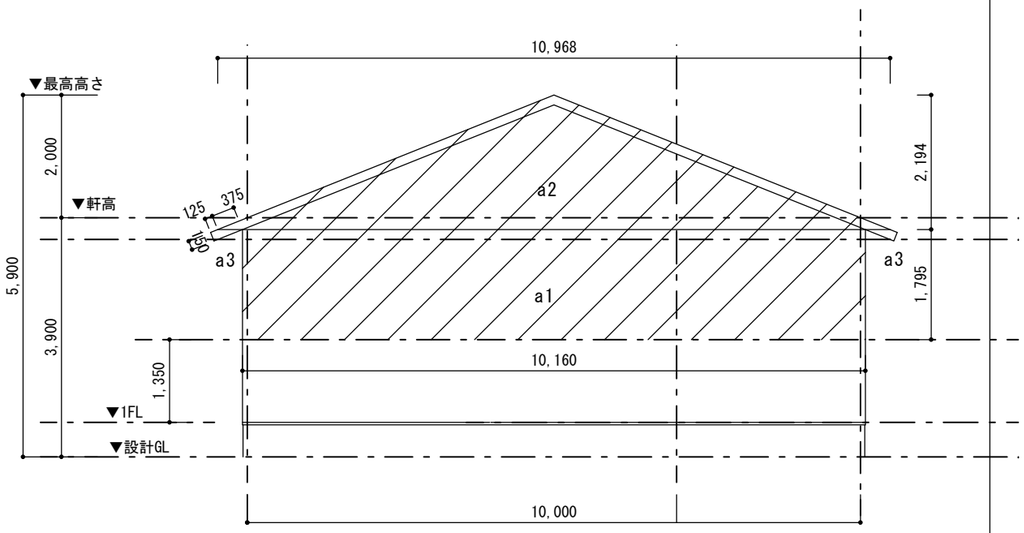

X方向（西面）見付面積算定図 1：100

壁量と1/4バランスの計算

方向・階	ゾーン	耐力壁の存在壁量						地震力に対する有効壁量とバランスのチェック							風圧力に対する有効壁量のチェック				
		記号	種 類	壁倍率	壁の実長	存在壁量	小 計	床面積	地震係数	必要壁量	充足率	充足比率	判 定	見付面積	風圧係数	必要壁量	充足率	判 定
X軸方向1階	上1/4	W4	構造用合板+片筋かい	4.5	2	9	18	20	20.4	4.08	4.41	(0.75)	0 K					
		W3	構造用合板	2.5	2	5												
		W1	片筋かい	2.0	2	4												
	中央	W1	片筋かい	2.0	5	10												
		W3	構造用合板															
	下1/4	W4	構造用合板+片筋かい	4.5	2	9	13.5	20	20.4	4.08	3.30							
		W3	構造用合板	2.5	1	2.5												
		W1	片筋かい	2.0	1	2												
	合計					41.5		80	20.4	16.32	2.54		0 K	30.36	0.5	15.18	2.73	0 K
Y軸方向1階	左1/4	W4	構造用合板+片筋かい	4.5	2	9	19	20	20.4	4.08	4.66	(0.88)	0 K					
		W3	構造用合板	2.5	4	10												
	中央	W1	片筋かい	2.0	3	6												
	右1/4	W4	構造用合板+片筋かい	4.5	2	9	21.5	20	20.4	4.08	5.27							
		W3	構造用合板	2.5	5	12.5												
	合計					46.5		80	20.4	16.32	2.85		0 K	32.19	0.5	16.10	2.89	0 K

見付面積表					
方向		面積			計
X	1	a1	10.16×1.795	18.237	
		a2	10.968×2.194/2	12.031	
		a3	(0.125+0.5) ×0.15/2×2	0.092	30.36
Y	1	A1	8.16×1.61	10.298	
		A2	9.2×2.379	21.887	32.19

k j m		作成日	承認	設計	縮尺	工事名称	（株）杉山一級建築士事務所	図面番号
			小村	杉山	1：100	図面名 壁量計算表	一級建築士 ○○○○○○号 杉山漱石	／

建築計画概要書

（第一面）

建築主等の概要

【1. 建築主】

【ｲ. 氏名のﾌﾘｶﾞﾅ】　ナカムラ マチオ

【ﾛ. 氏名】　中村　町男

【ﾊ. 郵便番号】　４３０－０９４６

【ﾆ. 住所】　静岡県浜松市中央区元城町２１６番地の４

【2. 代理者】

【ｲ.　資格】　（　１級）建築士　（　　大臣）登録第７７７７７７号

【ﾛ. 氏名】　杉山　漱石

【ﾊ. 建築士事務所名】（　１級）建築士事務所（静岡県）知事登録第８８８８　号
（株）杉山一級建築士事務所

【ﾆ. 郵便番号】　４１０－００１２

【ﾎ. 所在地】　静岡県沼津市岡一色８１６番地の１

【ﾍ. 電話番号】　０５５－９２８－７００５

【3. 設計者】(代表となる設計者)

【ｲ.　資格】　（　１級）建築士　（　　大臣）登録第７７７７７７号

【ﾛ. 氏名】　杉山　漱石

【ﾊ. 建築士事務所名】（　１級）建築士事務所（静岡県）知事登録第８８８８　号
（株）杉山一級建築士事務所

【ﾆ. 郵便番号】　４１０－００１２

【ﾎ. 所在地】　静岡県沼津市岡一色８１６番地の１

【ﾍ. 電話番号】　０５５－９２８－７００５

【ﾄ. 作成又は確認した設計図書】　すべて

(その他の設計者)

【ｲ.　資格】

【ﾛ. 氏名】

【ﾊ. 建築士事務所名】　なし

【ﾆ. 郵便番号】

【ﾎ. 所在地】

【ﾍ. 電話番号】

【ﾄ. 作成又は確認した設計図書】

(その他の設計者)

【ｲ.　資格】

【ﾛ. 氏名】

【ﾊ. 建築士事務所名】　なし

【ﾆ. 郵便番号】

【ﾎ. 所在地】

【ﾍ. 電話番号】

【ﾄ. 作成又は確認した設計図書】

代表となる設計者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者について記入！

（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者）

上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の２第１項の表示をした者

【イ．氏名】

【ロ．資格】構造設計一級建築士交付第　　号

□建築士法第 20 条の２第３項の表示をした者

【イ．氏名】

【ロ．資格】構造設計一級建築士交付第　　号

□建築士法第 20 条の３第１項の表示をした者

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

□建築士法第 20 条の３第３項の表示をした者

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【4．建築設備に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備に関し意見を聴いた者)

【ｲ．氏名】

【ﾛ．勤務先】

【ﾊ．郵便番号】　　なし

【ﾆ．所在地】

【ﾎ．電話番号】

【ﾍ．意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備に関し意見を聴いた者)

【ｲ．氏名】

【ﾛ．勤務先】

【ﾊ．郵便番号】　　なし

【ﾆ．所在地】

【ﾎ．電話番号】

【ﾍ．意見を聴いた設計図書】

【ｲ．氏名】

【ﾛ．勤務先】

【ﾊ．郵便番号】　　なし

【ﾆ．所在地】

【ﾎ．電話番号】

【ﾍ．意見を聴いた設計図書】

代表となる建築設備に関し意見を聴いた者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての建築設備に関し意見を聴いた者について記入！

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【ｲ. 資格】　（　１級）建築士　（　　大臣）登録第７７７７７７号

【ﾛ. 氏名】　杉山　漱石

【ﾊ. 建築士事務所名】（　１級）建築士事務所（静岡県）知事登録第８８８８ 号
（株）杉山一級建築士事務所

【ﾆ. 郵便番号】　４１０－００１２

【ﾎ. 所在地】　静岡県沼津市岡一色８１６番地の１

【ﾍ. 電話番号】　０５５－９２８－７００５

【ﾄ. 工事と照合する設計図書】　すべて

(その他の工事監理者)

【ｲ. 資格】

【ﾛ. 氏名】

【ﾊ. 建築士事務所名】　なし

【ﾆ. 郵便番号】

【ﾎ. 所在地】

【ﾍ. 電話番号】

【ﾄ. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【ｲ. 氏名】　代表取締役　小村　一葉

【ﾛ. 営業所名】　建設業の許可（静岡県知事　）第（般ー１５）第　２４６８０　号
小村建設株式会社

【ﾊ. 郵便番号】　４２２－８０６７

【ﾆ. 所在地】　静岡県静岡市駿河区南町１４番地１号

【ﾎ. 電話番号】　０５４－２０２－５５７０

【7. 備考】

【建築物の名称又は工事名】

【名称のﾌﾘｶﾞﾅ】ナカムラテイシンチクコウジ

【名称】中村邸新築工事

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】静岡県浜松市中央区元城町２１６番地の４

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】
■都市計画区域内　（■市街化区域　□市街化調整区域　□区域区分非設定）
□準都市計画区域内　　□都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】　□防火地域　□準防火地域　■指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】
法２２条区域、宅地造成等工事規制区域

【6. 道路】
【ｲ. 幅員】　４．０００ｍ
【ﾛ. 敷地と接している部分の長さ】１３．２００ｍ

【7. 敷地面積】
【ｲ. 敷地面積】(1)（１６９．００）（　　）（　　）（　　）㎡
(2)（　　）（　　）（　　）（　　）㎡
【ﾛ. 用途地域等】（ 第一種住居 ）（　　）（　　）（　　）
【ﾊ. 建築基準法第 52 条第１項及び第２項の規定による建築物の容積率】
（１６０．００）（　　）（　　）（　　）％
【ﾆ. 建築基準法第 53 条第１項の規定による建築物の建蔽率】
（　６０．００）（　　）（　　）（　　）％
【ﾎ. 敷地面積の合計】(1)（１６９．００）㎡
(2)（　　）㎡
【ﾍ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】１６０．００％
【ﾄ. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】　６０．００％
【ﾁ. 備考】

【8. 主要用途】（区分　０８０１０）　一戸建ての住宅

【9. 工事種別】
■新築　□増築　□改築　□移転　□用途変更　□大規模の修繕　□大規模の模様替

【10. 建築面積】（申請部分　　）（申請以外の部分　　）（合計　　）
【ｲ. 建築面積】（　８０．００）（　　）（　８０．００）㎡
【ﾛ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】
（　８０．００）（　　）（　８０．００）㎡
【ﾊ. 建蔽率】　４７．３４　％

【11. 延べ面積】（申請部分　　）（申請以外の部分　）（合計　　）
【11. 延べ面積】（申請部分　　）（申請以外の部分　）（合計　　）
【ｲ. 建築物全体】（　８０．００）（　　）（　８０．００）㎡
【ﾛ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
（　　）（　　）（　　）㎡
【ﾊ. エレベーターの昇降路の部分】
（　　）（　　）（　　）㎡
【ﾆ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
（　　）（　　）（　　）㎡
【ﾎ. 認定機械室等の部分】（　　）（　　）（　　）㎡
【ﾍ. 自動車車庫等の部分】（　　）（　　）（　　）㎡
【ﾄ. 備蓄倉庫の部分】（　　）（　　）（　　）㎡

【ﾁ．蓄電池の設置部分】　（　　）（　　）（　　）㎡
【ﾘ．自家発電設備の設置部分】
（　　）（　　）（　　）㎡
【ﾇ．貯水槽の設置部分】　（　　）（　　）（　　）㎡

【ﾙ．宅配ボックスの設置部分】
（　　）（　　）（　　）㎡
【ｦ．その他の不算入部分】　（　　）（　　）（　　）㎡
【ﾜ．住宅の部分】　（　８０．００）（　　）（　８０．００）㎡
【ｶ．老人ホーム等の部分】　（　　）（　　）（　　）㎡
【ﾖ．延べ面積】８０．００
【ﾀ．容積率】　４７．３４　％

【12．建築物の数】
【ｲ．申請に係る建築物の数】　１棟
【ﾛ．同一敷地内の他の建築物の数】

【13．建築物の高さ等】　（申請に係る建築物）　（他の建築物　　）
【ｲ．最高の高さ】　（　５．８００）　（　　）m
【ﾛ．階数】　地上（　　１）　（　　）階
地下（　　）　（　　）
【ﾊ．構造】　木　造　一部　　造
【ﾆ．建築基準法第 56 条第 7 項の規定による特例の適用の有無】　□有　■無
【ﾎ．適用があるときは、特例の区分】
□道路高さ制限不適用　□隣地高さ制限不適用　□北側高さ制限不適用

【14．許可・認定等】

【15．工事着手予定年月日】　令和７年　４月　１日

【16．工事完了予定年月日】　令和７年　１０月　１０日

【17．特定工程工事終了予定年月日】　（特定工程）
（第　１回）　令和　７年　７月３０日（屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事）
（第　　回）　令和　　年　　月　　日（　　）
（第　　回）　令和　　年　　月　　日（　　）

定期報告の要否を記入してください。

【18．建築基準法第 12 条第 1 項の規定による調査の要否】
□要　■否

【19．建築基準法第 12 条第 3 項の規定による検査を要する防火設備の有無】
□有　■無

定期報告が必要な防火設備の有無を記入してください。

【20．建築基準法施行令第 43 条第 1 項及び第 46 条第 4 項等に係る経過措置の適用】
【ｲ．適用の有無】　□有　■無
【ﾛ．適用があるときは、その区分】
□建築基準法施行令第 43 条第 1 項及び第 46 条第 4 項
□その他

木造の壁量計算及び柱の小径等については、R8.3.31 まで、「地階を除く階数が 2 以下、高さが 13m 以下及び軒の高さが 9m 以下である延べ面積が 300 ㎡以内の木造建築物」に限り、経過措置が設けられています。

【21．その他必要な事項】

計画変更申請のときは、変更の概要を記入してください。

建築計画概要書（第三面）

付近見取図

別紙参照

小さくて見えない場合は、審査不可となります。あまり、縮小しないように！別紙添付等工夫してください。

配置図

別紙参照

小さくて見えない場合は、審査不可となります。あまり、縮小しないように！別紙添付等工夫してください。

（お願い！）
建築計画概要書は、建築基準法施行規則第 11 条の４第２項の規定により、提出された後、当該建築物が滅失又は除却されるまでの長期間にわたって、第三者となる不特定多数の方に閲覧される可能性のある書類となります。
配置図には、個人情報保護及び防犯上の観点から、建物内部の間取り等の表現は避けてください。
また、個人情報保護の観点からも訂正印による訂正も避けて頂くようお願いします。

付近見取図

申請地
浜松市中央区元城町２１６番地の４
必ず、目標物をいれてください！
方位を忘れずに！
申請地
市野郵便局
ファッションセンター
しまむら市野店
県道磐田・細江
主要地方道天竜・浜松線

配置図は、「大きく」「はっきり」「文字が重ならない様」「誰が見ても見えるように」作成してください。
路地状敷地などで表現できない時は、A4を利用してください。まず、図面がわからないと意味がありません。

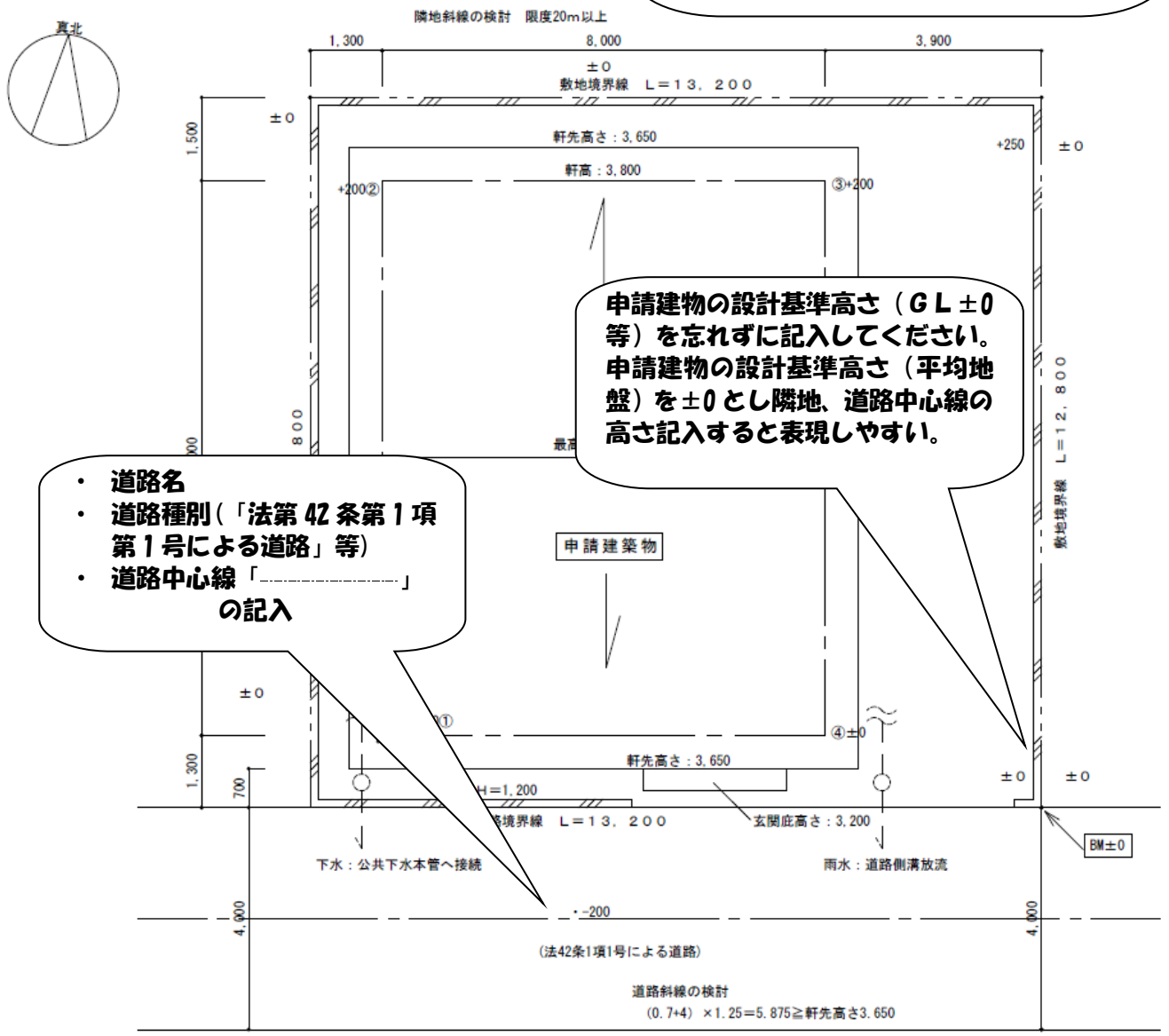

配置図　1：100　　盛土規制法の許可対象となる工事無し

申請建物の設計基準高さ（GL±0等）を忘れずに記入してください。
申請建物の設計基準高さ（平均地盤）を±0とし隣地、道路中心線の高さ記入すると表現しやすい。

- 道路名
- 道路種別（「法第42条第1項第1号による道路」等）
- 道路中心線「-・-・-・-・-・-・-」の記入

縮尺記入忘れ注意してください！

道路斜線、北斜の検討を記入してください。
たとえば
(0.7+4+1.1)×1.25=7.25≧軒先高6.5　OK
「施行令第130条の12の規定以外の建築物は建築しない」

※お願い
斜線制限の検討は、出来る限り配置図内に表現して下さい。

センター別記Ｃ－１１号様式（Ａ４）

※ 第　　号　　年　　月　　日

し尿浄化槽に関する通知書

し尿浄化槽に関する確認申請書を受理したので、建築基準法第93条第5項の規定により通知します。

保健所長　様

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
理事長　　柳　敏幸　　印

※	受理年月日	年　　月　　日			
1	建築主の住所及び氏名	浜松市中央区元城町２１６番地の４ 中村　町男			
2	浄化槽工事業者の氏名及び営業所名・所在地	未定 登録又は届出番号　　知事（登・届　　）第　　号			
3	浄化槽設備士の氏名	未定　　免状交付番号　第　　号			
4	設置場所	浜松市中央区元城町２１６－４			
5	建築物の用途	住宅			
6	処理対象人員	５　人	算定根拠	番号(　２　)用(　イ　)	
				算定(　n=　5　)	
7	単独処理、合併処理の別	単独処理　・　(合併処理)			
8	し尿浄化槽の種類	(1)型式認定浄化槽(名称　　認定番号　型 01afOa0051234) (2)　その他　　※ABCD-4567			
9	し尿浄化槽の規模	５　人槽			
１０	し尿浄化槽の構造方法	(2)　昭和５５年建設省告示 1292 号の区分 第(　　)の(　　) (2)処理方法 (　　その他の方式　　)			
１１	放流水	水　質	BOD　20　mg/ℓ	水　量	1.0　m3／日
		放流先	地先側溝	放流方法	(自)然　・　動　力

(注)

1　※印のある欄は、記入しないでください。

2　選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

3　浄化槽工事業者が未定の場合は、２欄及び３欄には未定と記入してください。

4　６欄の算定根拠欄には、日本工業規格Ａ３３０２の該当類似用途番号及び用途並びに処理対象人員の算定式を記入してください。

5　10 欄については、大臣認定を受けた し尿浄化槽である場合は、処理方式のみを記入してください。

第四十号様式（第八条関係）（Ａ４）

2025年1月1日以降に着工する物件用（新様式）

面積や金額等の数字は全て、小数点以下を四捨五入して整数で記入してください

規定による

建築工事届
（第一面）

提出日を記入してください（確認申請日とあわせる必要はありません）

2024　年　10　月　1　日

宛先は、〇〇県　知事です

静岡県　　知事　様

建築主が複数名の場合は、代表となる建築主を記入してください

建築主

氏名	中村 町男
郵便番号	430 － 0946
住所	静岡県浜松市中央区元城町２１６番
電話番号	053 － 459 － 2070

施工者が決まっていない場合、設計者又は代理者を記入してください

工事施工者（設計者又は代理者）

氏名	代表取締役 小村 一葉
営業所名（建築士事務所名）	小村建設株式会社
郵便番号	422 － 8067
所在地	静岡県静岡市駿河区南町１４番地
電話番号	054 － 202 － 5570
担当者の氏名	小村　次郎
担当者の電話番号	054 － 202 － 5570

工事届の内容がわかる方を記入してください

工事監理者

氏名	杉山 漱石
営業所名（建築士事務所名）	杉山一級建築士事務所
郵便番号	410 － 0012
所在地	静岡県沼津市岡一色８１６番地の１
電話番号	055 － 928 － 70

建て直し、一部分除却工事がある場合（建築工事が伴う時）は、「工事届除去工事施工者」「第三面【2. 除却建築物の概要】」を記入してください。建築工事がない時（建築工事届を提出しない時）は、建築除去届を忘れずに！

建築確認

確認済証番号	第
確認済証交付年月日	年　月
確認済証交付者	

除却工事施工者

氏名	代表取締役 小村 一葉
営業所名	小村建設株式会社
郵便番号	422 － 8067
所在地	静岡県静岡市駿河区南町１４番地
電話番号	054 － 202 － 5570
担当者の氏名	小村　次郎
担当者の電話番号	054 － 202 － 5570

工事届の内容がわかる方を記入してください

※受付経由機関記載欄

（第二面）

【１．着工及び工事完了の予定期日】

イ．着工予定期日	2025	年	1	月	15	日
ロ．工事完了予定期日	2025	年	6	月	30	日

【２．建築主】

イ．建築主の種別	□ (1)国 □ (4)会社	□ (2)都道府県 □ (5)会社でない団体	□ (3)市区町村 ☑ (6)個人
ロ．資本の額又は出資の総額	□ (1)1,000万円以下 □ (3)3,000万円超～1億円以下	□ (2)1,000万円 □ (4)1億円超～	

【３．敷地の位置】

イ．地名地番	静岡県　三島市	地
ロ．都市計画	☑ (1)市街化区域 □ (3)区域区分非設定都市計画区域 □ (5)都市計画区域及び準都市計画区域外	□ □

【４．工事種別】 ☑ (1)新築　□ (2)増築　□

【５．主要用途】 01　（注意欄に記載の記号

【６．一の建築物ごとの内容】

イ．番号	1	
ロ．物件名	中村様邸	
ハ．用途（注意欄に記載の記号を記入してください）	3010 □ 多用途	□ 多用途
ニ．工事部分の構造（注意欄に記載の記号を記入してください）	01	
ホ．工事の予定期間	7　月間	日間
ヘ．工事部分の床面積の合計	120　㎡	㎡
ト．用途ごとの工事部分の床面積（工事部分の用途が１種類のみであり、ハの用途と同一である場合は、記入不要です。）	① 用途 床面積　㎡ ② 用途 床面積 ③ 用途 床面積	① 用 床面積 ② 用途 床面積
チ．建築工事費予定額	3,800 ☑ 消費税込み	円 □ 消費税込み
リ．新築工事の場合における地上の階数	2　階	階
ヌ．新築工事の場合における地下の階数	地下　階	地下　階

【７．新築工事の場合における敷地面積】 225

建築主が「会社」であるときのみ記載してください

「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます

1つのみチェックしてください（増築と改築とを同時に行うときは、床面積の大きい方の工事によって区分してくださ

一敷地内に既存の建築物があるときは、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください　例）
01・・居住専用住宅（住宅、住宅附属建築物（物置、車庫等））
02・・居住専用準住宅（寮、合宿所、寄宿舎、準住宅附属建築物（物置、車庫等））

「多用途」は、3以上の用途がある場合に✓をしてください

疑義照会等の問い合わせをスムーズに実施する為、暫定的な名称で結構ですのでなるべく記入してください

1の建築物に既存部分を含めて複数の用途が存在する場合、最大の床面積の用途を記入してください

床面積大きい順に3種類の用途（既存部を含む）を記入してください※単独は記入不要

工事部分が2種類以上の構造からなるときは、床面積が最大の部分の構造について記入してください
01・・木造
02・・鉄骨鉄筋コンクリート造
03・・鉄筋コンクリート造
04・・鉄骨造
05・・コンクリートブロック造
06・・その他

新築工事の場合のみ敷地面積記入してください

（第三面）

【１．住宅部分の概要】

居住専用建築物・居住産業併用建築物の場合に記入してください

イ．番号	1			
ロ．新設又は その他の別	☑ (1)新設　☐ (2)その他			
ハ．新設住宅の資金	☑ (1)民間資金住宅　☐ (2)公営住宅　☐ (3)住宅金融支援機構住宅 ☐ (4)都市再生機構住宅　☐ (5)その他			
ニ．住宅の建築工法	☑ (1)在来工法　☐ (2)プレハブ工法　☐ (3)枠組壁工法			
ホ．住宅の種類	☑ (1)専用住宅　☐ (2)併用住宅　☐ (3)その他の住宅			
ヘ．住宅の建て方	☑ (1)一戸建住宅　☐ (2)長屋建住宅　☐ (3)共同住宅			
ト．利用関係	☑ (1)持家	☐ (2)貸家	☐ (3)給与住宅	☐ (4)分譲住宅
チ．住宅の戸数	1　戸	戸	戸	戸
リ．工事部分の 床面積の合計	120　㎡	㎡	㎡	㎡

イ．番号				
ロ．新設又は その他の別	☐ (1)新設　☐ (2)その他			
ハ．新設住宅の資金	☐ (1)民間資金住宅　☐ (2)公営住宅　☐ (3)住宅金融支援機構住宅 ☐ (4)都市再生機構住宅　☐ (5)その他			
ニ．住宅の建築工法	☐ (1)在来工法　☐ (2)プレハブ工法　☐ (3)枠組壁工法			
ホ．住宅の種類	☐ (1)専用住宅　☐ (2)併用住宅　☐ (3)その他の住宅			
ヘ．住宅の建て方	☐ (1)一戸建住宅　☐ (2)長屋建住宅　☐ (3)共同住宅			
ト．利用関係	☐ (1)持家	☐ (2)貸家	☐ (3)給与住宅	☐ (4)分譲住宅
チ．住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ．工事部分の 床面積の合計	㎡	㎡	㎡	㎡

イ．番号				
ロ．新設又は その他の別	☐ (1)新設　☐ (2)その他			
ハ．新設住宅の資金	☐ (1)民間資金住宅　☐ (2)公営住宅　☐ (3)住宅金融支援機構住宅 ☐ (4)都市再生機構住宅　☐ (5)その他			
ニ．住宅の建築工法	☐ (1)在来工法　☐ (2)プレハブ工法　☐ (3)枠組壁工法			
ホ．住宅の種類	☐ (1)専用住宅　☐ (2)併用住宅　☐ (3)その他の住宅			
ヘ．住宅の建て方	☐ (1)一戸建住宅　☐ (2)長屋建住宅　☐ (3)共同住宅			
ト．利用関係	☐ (1)持家	☐ (2)貸家	☐ (3)給与住宅	☐ (4)分譲住宅
チ．住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ．工事部分の 床面積の合計	㎡	㎡	㎡	㎡

【２．除却建築物の概要】

イ．主要用途		（注意欄に記載の記号を記入してください）
ロ．除却原因	☐ (1)老朽して危険があるため　☐ (2)その他	
ハ．構造	☐ (1)木造　☐ (2)その他	
ニ．建築物の数	棟	
ホ．住宅の戸数	戸	
ヘ．住宅の利用関係	☐ (1)持家　☐ (2)貸家　☐ (3)給与住宅	
ト．建築物の床面積の合計	㎡	
チ．建築物の評価額	万円	

（注意）
１．各面共通関係
　数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。また、小数点以下の数値は四捨五入してください。
２．第一面関係
①　工事施工者及び除却工事施工者の担当者の氏名欄及び担当者の電話番号欄並びに工事監理者の氏名欄及び電話番号欄には、受付経由機関等が工事内容について確認を行う際に回答ができる担当者の氏名及び電話番号を記入してください。
②　※印のある欄は記入しないでください。
③　除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。
３．第二面関係
①　２欄の「イ」及び「ロ」、３欄の「ロ」、４欄並びに６欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
②　２欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます。
③　２欄の「ロ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。
④　３欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。
⑤　増築と改築とを同時に行うときは、４欄は床面積の大きい方の工事によつて区分してください。
⑥　５欄は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。

主要用途の区分		記号
居住専用住宅	住宅、住宅附属建築物（物置、車庫等）	01
居住専用準住宅	寮、合宿所、寄宿舎、準住宅附属建築物（物置、車庫等）	02

⑦　５欄は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。また、一敷地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号	
		居住産業併用	産業専用
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	10	30
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		11	31
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業	12	32
電気・ガス・熱供給・水道業		13	33
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業	14	34
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	15	35
卸売業、小売業		16	36
金融業、保険業		17	37

不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	18	38
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	19	39
教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、学習塾及び教養・技能教授業ほか）	20	40
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	21	41
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。）、郵便局、学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体、旅行業、娯楽業、宗教、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、協同組合、サービス業	22	42
国家公務、地方公務		23	43
他に分類されないもの		24	44

⑧　６欄は、一の建築物（１棟）ごとに各列に記入してください。
⑨　６欄の「イ」は、建築物の数が１のときは「１」と記入し、建築物の数が２以上のときは、一の建築物（１棟）ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
⑩　６欄の「ロ」は、届出時点の物件名を記入してください。
⑪　６欄の「ハ」は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。

用途の分類	記号
一戸建ての住宅	08010
長屋	08020
共同住宅	08030
寄宿舎	08040
下宿	08050

⑫　６欄の「ハ」は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。一の建築物に、２種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、一番大きい床面積の用途について記入し、３種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、「多用途」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

用途の分類	記号
幼稚園	08070
小学校	08080
義務教育学校	08082
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
特別支援学校	08100
大学又は高等専門学校	08110
専修学校	08120
各種学校	08130
幼保連携型認定こども園	08132
図書館その他これに類するもの	08140
博物館その他これに類するもの	08150
美術館その他これに類するもの	08152
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170
保育所その他これに類するもの	08180
助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第１項に規定する児童福祉施設等をいい、前４項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210

児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
病院	08260
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
建築基準法施行令第130条の４第５号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
工場（自動車修理工場を除く。）	08340
自動車修理工場	08350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390
ホテル又は旅館	08400
自動車教習所	08410
畜舎	08420
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前２項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
自動車車庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
劇場、映画館又は演芸場	08530
観覧場	08540
公会堂又は集会場	08550
展示場	08560
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
ダンスホール	08590

個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650
その他	08990

⑬　６欄の「ニ」は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。工事部分が２種類以上の構造からなるときは、床面積が最も大きい部分の構造について記入してください。

構造の区分	記号
木造	01
鉄骨鉄筋コンクリート造	02
鉄筋コンクリート造	03
鉄骨造	04
コンクリートブロック造	05
その他	06

⑭　６欄の「ホ」は、その建築物の規模に見合った月数を記入してください。

⑮　６欄の「ト」は、床面積が大きい順に３種類までの用途について、（注意）３．⑫に準じて該当する記号を記入してください。

⑯　６欄の「チ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。消費税込みの金額である場合は、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。

４．第三面関係

①　１欄は、建築物が居住専用住宅又は居住産業併用建築物（工事部分が産業の用のみに供する部分である場合を除く。）である場合に記入してください。当該建築物の数が２以上のときは、一の建築物（１棟）ごとに記入してください。

②　２欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。

③　１欄の「イ」は、第二面の６欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。

④　１欄の「ロ」から「ト」までは、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物が住宅の附属建築物の場合においては、「ニ」から「ト」までは、当該建築物が附属する住宅が該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑤　１欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によって居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続きであっても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、住宅の附属建築物又は増築若しくは改築によって造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。例えば、一敷地内に既存住宅があって、別棟に50平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。

⑥　１欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金住宅」とは、国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「住宅金融支援機構住宅」とは、独立行政法人住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大小は問いません。「都市再生機構住宅」とは、独立行政法人都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅をいいます。

⑦　１欄の「ニ」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般には、ツーバイフォー工法といわれるものです。

⑧　１欄の「ホ」において、「専用住宅」とは、専ら居住の目的だけのために建築するもので、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分がないものをいいます。「併用住宅」とは、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分があつて居住部分と機能的に結合して戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の５分の１以上のものをいいます。「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。

⑨　１欄の「へ」において、「長屋建住宅」とは、廊下、階段等を共用しない２戸以上の住宅を連続する建て方の住宅（連続建）をいい、廊下、階段等を共用しないで２戸以上の住宅を重ねたもの（重ね建）を含みます。「共同住宅」とは、長屋建住宅以外の住宅で、一の建築物内に２戸以上の住宅があるものをいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。

⑩　一件の建築工事で１欄の「ト」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が２種類以上となる場合は、１欄の「チ」及び「リ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。

⑪　２欄の「イ」において居住専用建築物の場合は、（注意）３．⑥に準じて該当する記号を記入してください。

⑫　２欄の「イ」において居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、（注意）３．⑦に準じて該当する記号を記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

⑬　２欄の「ロ」、「ハ」及び「へ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

※この届は国の統計調査において利用される場合があります。